

第七十一回
参議院建設委員會會議錄第十号

昭和四十八年六月五日(火曜日)
午前十時十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 沢田 政治君
理事 大森 久司君
竹内 藤男君
山内 一郎君
松本 英一君

委員

上田 稔君
小山邦太郎君
古賀雷四郎君
中津井 真君
中村 稔二君
米田 正文君
田中 一君
中村 英男君
高山 恒雄君
春日 正一君
喜屋武眞榮君

國務大臣

大藏大臣 愛知 揆一君
建設大臣 金丸 信君

政府委員

大蔵省主計局長 吉瀬 維哉君
建設大臣官房長 大津留 温君
建設省計画局長 高橋 弘篤君
建設省河川局長 松村 賢吉君
建設省道路局長 菊池 三男君
建設省住宅局長 沢田 光英君

事務局側

常任委員会専門員 中島 博君

説明員

農林省構造改善局建設部長 山本 純君
林野庁林政部長 平松甲子雄君
通商産業省化学工業局窯業建材課長 原野 律郎君

参考人

日本住宅公団総裁 南部 哲也君
日本住宅公団理事 川口 京村君

本日の會議に付した案件

○水源地域対策特別措置法案(内閣提出)

○地価公示法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○建設事業並びに建設諸計画に関する調査(公団住宅の私下げ問題等に関する件)

(河川における砂利採取問題に関する件)

(沖繩における建築木材の確保等に関する件)

○道路整備緊急措置法案の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(沢田政治君) ただいまから建設委員會を開会いたします。

水源地域対策特別措置法案及び地価公示法の一部を改正する法律案を便宜上一括して議題とし、両案について政府から趣旨説明を聴取いたします。金丸建設大臣。

○國務大臣(金丸信君) ただいま議題となりまし水源地域対策特別措置法案につきまして、提案

の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府におきましては、水資源の開発及び国土の保全をはかるため多目的ダム等の建設を十分に推進してまいったところでありますが、最近における産業の発展、生活水準の向上に伴い、ダム及び湖沼水位調節施設の建設を一そう促進する必要がありま。

しかしながら、ダム及び湖沼水位調節施設の建設は、その周辺地域の生産機能、生活環境等に著しい影響を与え、関係住民の生活水準の維持等に支障を及ぼすおそれがあります。

これに対処するため、従来から、水源地域の整備、関係住民の生活再建等について各種の施策を講じてきたところでありますが、ダム及び湖沼水位調節施設の建設による影響を緩和し、関係住民の生活の安定と福祉の向上をはかるためには、水源地域の生活環境、産業基盤等の計画的な整備及び湖沼水位調節施設を建設する湖沼の水質の保全について特別の措置を講ずる必要があります。

これが、この法律案を提出する理由であります。これが、この法律案のおもな内容について申し上げます。

第一に、国、地方公共団体、水資源開発公団もしくは電源開発株式会社建設するダム、または国、地方公共団体もしくは水資源開発公団が建設する湖沼水位調節施設で一定の要件に該当するものを本法を適用するダム等として政令で指定することとしております。

第二に、これら指定ダム等の周辺の地域でその建設により基礎条件が著しく変化すると認められる地域を水源地域として、都道府県知事の申し出に基づき内閣総理大臣が指定することとしております。

第三に、これら水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和するため、及びこれにあわせ

て湖沼の水質を保全するため必要と認められる土地改良事業等一定の事業の概要等について都道府県知事の作成した案に基づき水源地域整備計画を内閣総理大臣が決定することとしております。

第四に、国は、水源地域整備計画を達成するために水源地域整備計画に基づく事業を実施する者に対して必要な財政上及び金融上の援助を与えることとしておりますが、とりわけ、地域社会の基礎条件を特に著しく変化させるダム等にかかる特定の整備事業については、その経費に対する国の負担割合を引き上げることとしております。

第五に、水源地域整備計画に基づく事業に要する経費を負担する地元地方公共団体は、ダム等を利用して河川の流水を利用することが予定されている者等と協議して、その負担する経費の一部をこれに負担させることができることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願いいたします。

ただいま議題となりました地価公示法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその要旨を御説明申し上げます。

地価公示法が制定されて以来、昭和四十四年に地価公示法が拡充されてから、毎年、対象地域及び地点数の拡充はかつてまいりました。この間、公示価格は、市街化区域内における一般の土地取引について信頼度の高い目安となつてまいりました。しかしながら、最近、土地に対する投機的取引

や適正価格を上回る取引が多く見られ、しかも、その傾向が市街化区域にとどまらず、全国の都市及びその周辺地域等において見られる状況となるに至っております。

このため、地価公示の対象区域の拡大をはかるとともに、土地取引を行なう者の公示価格を指標とすべき責務を明確化することが必要であると考へた次第であります。

以上がこの法律案を提出する理由であります。次に本法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず第一に、地価公示の対象区域を拡大することといたしました。

すなわち、従来、地価公示の対象区域は市街化区域に限ることとされておりましたものを、都市計画区域に改め、市街化調整区域並びに市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画が定められていない都市計画区域においても地価の公示を行なうことといたしております。

第二に、地価公示の対象区域内において土地の取引を行なう者は、公示価格を指標として取引を行なうようつとめなければならないものとしたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださるようお願い申し上げます。

○委員長(沢田政治) 引き続き、水源地域対策特別措置法案について補足説明を聴取いたします。松村河川局長。

○政府委員(松村賢吉) ただいま議題となりました水源地域対策特別措置法案につきまして、逐次、御説明申し上げます。

この法律案は、本則十二条、附則三項からなっております。

まず、第一条は、この法律の目的を規定しております。この法律は、ダムまたは湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせて湖沼の水質を保全するため、水源地域整備

計画を策定し、その実施を推進する等、特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上をはかり、もってダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水源の開発と国土の保全に寄与することを目的とするものであります。

第二条は、この法律の対象となるダム及び湖沼水位調節施設について規定しております。この法律の対象となるダムとして、国、地方公共団体、水資源開発公団または電源開発株式会社建設するもののうち、相当数の住宅が水没するダム及び相当面積の農地が水没するダムを政令で指定することとし、当該指定をするダムを指定ダムと定義することとしております。また、この法律の対象となる湖沼水位調節施設としては、国、地方公共団体または水資源開発公団が建設するもののうち、湖沼及び湖沼の周辺地域の生産機能または生活環境に著しい影響が及び、かつ、その建設により二以上の都府県が著しい利益を受ける湖沼水位調節施設を政令で指定することとし、この指定をする湖沼水位調節施設を指定湖沼水位調節施設と定義することとしております。また、指定ダムと指定湖沼水位調節施設をあわせて指定ダム等と定義しております。

第三条は、水源地域の指定等について規定しております。内閣総理大臣は、都道府県知事の申し出に基づき、指定ダム等により流水が貯留される土地をその区域を含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると思われる地域を水源地域として指定することとができることとしております。なお、都道府県知事は、水源地域の指定または変更の申し出をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聞かなければならず、また、内閣総理大臣は、水源地域の指定及び変更に関し、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならないものとされております。

第四条は、水源地域整備計画の決定及び変更の手続について規定しております。水源地域整備計画は、都道府県知事が作成した案に基づいて、内閣総理大臣が決定し及び変更するものとされております。

なお、都道府県知事は、水源地域整備計画の作成に関し、あらかじめ、水源地域整備計画に基づき事業、同条においてこれを整備事業と略称することとしていますが、この整備事業を実施することとなるべき者、関係地方公共団体の長その他関係者の意見を聞かなければならず、また、内閣総理大臣は、水源地域整備計画の決定または変更に関し、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することとしております。

第五条は、水源地域整備計画の内容を規定しております。水源地域整備計画の内容としては、指定ダムにかかる水源地域におけるもの、あつては、土地改良事業、治山事業、治水事業、道路、簡易水道、下水道、義務教育施設または診療所の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和するため当該水源地域内において実施する必要があると認められるものの概要等について定めることとしております。また、指定湖沼水位調節施設にかかる水源地域におけるものにあつては、土地改良事業、河川、下水道の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和し、または湖沼の水質を保全するため当該水源地域内において実施する必要があると認められるものの概要等について定めることとしております。

なお、これらの事業で特に当該水源地域外において実施する必要があると認められるものがあるときは、それらについても定めることができることとしており、関係住民の生活の安定、福祉の向上が十分にはかれるよう措置しております。

第六条は、整備事業の実施については、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定が適用される旨を規定しております。

第七条は、指定ダム等の建設及び水源地域整備計画の実施に関する関係行政機関の長、関係地方公共団体等の協力義務について規定したものであります。

第八条は、関係行政機関の長、関係地方公共団体、指定ダム等を建設する者及び整備事業を実施する者は、指定ダム等の建設または整備事業の実施に伴い生活の基礎を失ふこととなる者の申し出があるときは、協力して、その生活再建のため必要な土地または建物の取得等のあつせんにつとめるべき責務を負ふこととした規定であります。

第九条においては、特定の指定ダム等の建設に対応する整備事業の実施を推進するため、特定の整備事業について、国の負担または補助の割合等の特例を定めております。

水源地域の基礎条件が著しく変化する特定の指定ダムの建設に対応する整備事業のうち、別表第一に規定する土地改良事業、治山事業、治水事業、道路、簡易水道、下水道、義務教育施設及び診療所の整備に関する事業については、国の負担または補助の割合を、別表第一に定める範囲内で政令で定める割合に引き上げることとし、また、指定湖沼水位調節施設の建設に対応する整備事業のうち、別表第二に規定する指定改良事業、河川及び下水道の整備に関する事業については、国の負担または補助の割合を、別表第二に定める範囲内で政令で定める割合に引き上げることとしております。

第十条は、整備事業の用に供する必要がある国の普通財産を、関係地方公共団体に譲渡することができるものとした規定であります。

第十一条は、国が、整備事業を実施する者に対して必要な財政上及び金融上の援助を与える旨を一般的に規定しております。

第十二条は、整備事業の経費を負担する地元地方公共団体は、ダム等を利用して河川の流水を利用することが予定されている者等と協議して、その負担する経費の一部をこれに負担させることができるものとした規定であります。

なお、この場合の協議につきましては、当事者の一の申し出により、関係行政機関の長があつてんをすることができるとしてあります。

附則第一項は、この法律の施行期日を公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日と定めております。

附則第二項は、国の負担または補助の割合の引き上げに関する第九条の規定は、昭和四十九年度予算にかかる国の負担または補助金からの適用する旨を規定しております。

附則第三項は、国土総合開発庁設置法の一部を改めて、この法律に基づく内閣総理大臣の権限に属する事務の処理を、国土総合開発庁の所掌事務とすることとしております。

以上をもちまして、この法律案の逐条説明を終ります。

○委員長(沢田政治君) 両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(沢田政治君) 次に、建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○田中一君 これは金丸さん、あなたに非常にいやなことだけを質問いたしますから、すなおにお答え願いたいと思います。

住宅公団法には賃貸住宅を払い下げをするという条項がないわけですか。明記されておらぬわけですか。公営住宅法には、御承知のように、耐用年限の四分の一を経過した場合は建設大臣の許可を受けて払い下げをすることができると、こうなっております。そもそも四十六年ころに自民党から公団、公営住宅等の払い下げをしようという考え方が出た、発想され、四十七年の暮れの衆議院選挙の直前に、大阪である自民党の候補者が——候補者と申しますのは衆議院の人たちであります。これを公にしたという経緯を経て、これはまあ非常に社会的に大きな非難を浴びた、そうして今日に至っております。法律上の根拠というものをまず先に御説明願いたいと思

○政府委員(沢田光英君) 公営住宅法は、第一条の目的からいまして、地方公共団体、国が協力をいたしまして公営住宅を建設し、これを賃貸することによりまして、公共の、低額所得者の生活の安定、あるいは福祉の向上をはかるというのが目的でございます。建設し賃貸することが目的でございます。したがって、賃貸が目的でございますから、

〔委員長代理、理事松本英一君着席〕

これを払い下げる場合は特別の場合というふうなことで処分の条項が明記されております。限られております。片や公団法のほうは、第一条に書いてございますように、大都市地域の住宅難の激しいところで不燃構造の住宅を供給することによりまして社会の福祉に貢献する、かようなこととございまして、この供給をする方法といたしまして、次の「業務」のところに、建設し管理し及び賃貸あるいは譲渡をする、かようなことが書いてございます。この譲渡の中には新しく建てたものを譲渡するという事項が一つございまして。それと、当然、古い賃貸住宅も譲渡をする、こういうものが法的には含まれているというふうな解されております。その規定は省令の中でうたててございまして、新しいものを譲渡するものは分譲住宅といたしまして、それぞれのやり方が書いてございます。それから賃貸住宅を譲渡いたします場合には、特別の必要がある場合にこれを譲渡をする、かような条項がございまして。この条項によりまして今回の私の私の方針を立てた、かような次第でございまして。

○田中一君 沢田君、うそを言っちゃいけないよ、君は。君は住宅公団法の審議にあたって説明し、また政府委員としてそのような意思が盛り込まれてあるというように考えておったんですか。住宅公団法の審議にあつた議事録を全部お読みください。明らかに分譲すべき建物は分譲するんだという規定でこれを実施してきておるんです。賃貸をするものはどこまでも賃貸するんだという二つの施策をもって住宅公団法は出発しておるん

です。したがって、いま君が言っているような解釈は、自民党という与党からの圧力によってゆがんだ解釈をして、ここに道があるという一番日本の官僚の中の最悪なるあくだい根拠を求めて、強引な自民党の決議に服するということであらうと思

うんです。沢田君、住宅局長、もうこの問題、君とは議論しません。したがって、この問題は、私のほうには委員長長官として五人委員がおりますから、その点をしっかりと伺っておきます。住宅公団法の制定当時、私は議席を持っておりました。

したがって、その点は非常に強く住宅政策の推進、住宅建設に対しては積極的な共鳴をしながら審議をしたことを覚えております。ただ、読みかえられような条文になつておるから、そういう読みかえをして、与党のあるいは力に屈し——ことに、きょうここにも内閣総理大臣を呼んで再度、これを推進しようという意思を聞こうと思つておつたのです。これは金丸さん、あなたから、どうもこれは自分のほうの意思でもあるのだから、総理はまあ呼んでもというふうなお話もございました。

だから私は呼ばないのです。住宅公団の建物は政府のものじゃないのです。国民のものなんです。国民に約束しておるという、今日までの三十数万户建ておる賃貸住宅というものは国民の意思によつて決すべきである。住宅公団の事業というものは賃貸住宅と分譲住宅の二本立てで国民に住宅を供給しているのだというたてまえなんです。

南部総裁に聞きます。あなたが建設し、管理しておるところの賃貸住宅は、いつでも政府の意思によつて、どこへでもばらばら売り込むことができるんだという理解をして、公団総裁としてそのいすを占めておるのかどうか。南部君、君はあしたやめたつていいじゃないか。したがって率直に、いままで君自身の長い建設者の役人として、公務員として、ことに公団に総裁として今日のいすを占めている君のほんとうの精神を、意思を説明してほしいのです。沢田君の言っていることが正しいのであります。賃貸住宅はいつでもかかってに売つていいのでありますということを言うか、あ

るいは、あなた自身が賃貸住宅と分譲住宅の二つ立てていままでやっておられますという答弁をするか、社会的な大きな責任を感じながら答弁していただきたいと思ひます。

○参考人(南部哲也君) 賃貸住宅の払い下げの問題でございますが、元来、公団といたしましては、従来の実績から見ましても、現在七十万户の住宅を管理しておりますが、このうち四十三万户は賃貸住宅でございます。したがって、住宅を求め

る勤労者のためには、第一義的には、やはり従来のわが国の住宅事情から申しますと、賃貸住宅を供給すべきである、これが一つの筋であつたと考えます。したがって、お説のように賃貸住宅というものを北は札幌から南は鹿児島まで現在建設しております。これらの賃貸住宅は、いわゆる移動する職業にある方々のためには、私は、非常に大きな全国ネットワークというものを現在まで形成しておると思つております。大阪に転動になつても、公団に行けば住宅がある、あるいは福岡から東京に転動になつてもそういうものがあるということは、非常にわが国民全体の住宅政策の住宅の安定の上からも大きな力であるというこ

とを従来誇りにしてきておるわけでございます。したがって、この賃貸住宅を全部バラ売りをしてはどうかということになりますと、公団としては慎重に考えざるを得ない。片や分譲という制度もございまして、さらに本年度からは長期分譲という制度も発足しております。そういう意味で賃貸と分譲とのウエイトをどのように持つていくかということについての住宅事情というものは、刻々と私は変わつてきておるというふうな考えております。

従来、日本の住宅から見まして関東地方であき家が發生するということはなかったわけでございます。ただいま現在においては約五千戸程度のあき家があるということで、そこら辺の点から住宅対策上の分譲、賃貸の比率等については、これは将来ともに考えなければならぬ時期にきておる、このように判断しております。したがって

て、できるだけいろんな問題を十分に煮詰めまして、払い下げをする場合にはしっかりしたデータのもとにこれを行なうべきである。むやみに賃貸住宅を払い下げるといふことについては、公団自身といたしましては消極的な考えを従来とも持ってきておたわけでございます。ただ、今回の問題につきましては、将来のことと現状とをにらみ合わせまして、そうして公団といたしまして、それならば永久に賃貸住宅を持つておられるか。管理戸数はやがて五十万をこします。そういうような情勢から、将来の問題を含めて考えた場合、全く分譲をしないということも、これは刻々に変わっていく住宅事情のもとにおいては必ずしも適切な態度でない、このように考えまして、すでに御承知と思いますが、東京・関東、名古屋、関西の三カ所で、試験的に払い下げの実施をするためにはどういふことが問題になるだろうかというこの検討は続けられてまいりました。その結果が新聞紙上等に出てくるような状態にたどりまなつておるといふことでございまして、これには、われわれといたしましてはバラで売った場合のいろんな管理上の問題がございまして、こういう経験はいままでにないわけでございます。それらの問題を全部詰めていくために、どうかでそういう問題について十分に検討をしなければならぬ、そういう検討をした上でなければ、その後の方針等につきましては、なかなか結論が出せない、実施団体としての公団はそのように考えております。したがって、そういう意味で今回の三団地につきまして十分な検討も、あるいはこの結果、管理上からいって、現在の法制上からももう少し、建物の所有区分の法律だけではだめだというような結論が出るかもしれない、そういう十分な検討をした上で対処していきたい、このように考えておる次第でございます。

○田中一君 いま南部君言っているように、あなたのほうでこの五月に調査したのを見ても、四十三万六千九百戸のうち大体一割は常に移動する勤労者なんです。働く者たちなんです。転勤する

他によつて住宅が得られるという、この流通面が非常に円滑にしているということを証明しております。いま大体、南部君の話を聞くと、沢田君が言っているように、賃貸住宅は売つていいんだという、バラ売りするんだという考え方で住宅公団總裁の席にあるのではないというように理解をします。同時にまた、せんだつても田中總理が促進しろというような意向を伝えてきております。建設大臣、一体何と言っているのか。田中角榮君が、總理が何とあなたに指示しているのか。總理大臣は各閣僚に指示ができるでしょう。権限ございまいしょうけれども、どういふ指示をしているのか。いろいろ新聞で拝見しておりますけれども、そういうものに屈しちゃうなと思うんです。私、時間がなから急にものを言うんですが、それでどういふ経緯でもって再燃したのか、その経緯を説明してくださいます。

○國務大臣(金丸信君) 物価対策関係協議会がありました。そのおりにたまたま住宅問題が出ました。また住宅問題の話の中に、マイホームというものが得られないために非常にいろいろの問題が起きておると、いわゆる払い下げできるものがあつたらしたらいいんじゃないかという話があつたんですが、その問題につきましては衆議院の建設委員会においても非常に問題が起きてまして、私は總理になお再確認の意味で行つて話をいたしましたわけでございますが、結論的には、実は總理を衆議院の建設委員会に招致すると、こういうような話もあつたものでございまして、いや、それは困ると、建設大臣が全部まかされておることだから私の責任でいたしますということ、委員長が、それじゃ總理の再確認を得ていいということで總理といろいろ話したんですが、總理は結論的には、建設大臣にまかせますと、こういう話であつたわけでございます。実は總理から指示があつたという新聞発表を私も記者諸君にいたしましたわけでございますが、そのときも、この問題については省の幹部と十分に打ち合わせて、また公団幹部とも打ち合わせて全きを期してまいりたい、こんなに大きな問題

題になる前に、もっと私のほうでは慎重にこの問題を掘り下げてまいりたいというふうな考え方で、おつたわけでございますから、右から左にすぐ、こややるぞと、こういう考え方ではないわけでございますが、まあ衆議院、参議院の意見を通してみましても、非常にきびしい御意見でございますから、私はこの問題につきましてもなお十分意見を尊重して慎重に対処してまいりたいと、こう考へておるわけですから、私は總理の考え方はどうであらうと建設大臣の考え方で推し進めてまいりたいと、こう思つておるわけでございます。

○田中一君 住宅局長、大臣の意思がわかつていますね。ただ、どういふ実態で、どういふ形でそれが可能か不可能かの問題を検討しているのが現状なんです。住宅局長。

○政府委員(沢田光英君) ただいま大臣からも總裁からもお話がありましたように、この実施についてはいろいろな問題がございまして、したがって、この実施の問題につきましても慎重に検討して進めなさいかぬと思つてます。ただ、私も、こがういふものを考えましたというか、前から準備しております考え方からいいますと、実は何でも全面的に十年たてば売つてしまふんだと、こがういふうな考え方というよりも、むしろ何と申しますか、住宅というものは特殊な性格がございまして、この定着性といふものが、安定性といふものが、そういうものの一つの手法として、まあ政策的といふことではなく手法的にこがういふものを入れたらどうかと、かやうなふうには考え、た次第でございまして、と申しますのは、公団には御存じのように収入の上限がございまして、せんでした。したがって、この勤労階層、所得の向上いたします階層の人たちが入りまして十年もたつてまいりますと相当所得も上がつてまいります。ただ、十年前でございまして、場所が非常にいい場所でございます。したがって、勤務地その他の、学校その他の関係から――まあ、そこで所得が上がつて持ち家はほしいという方も出てくるだろう、その場合に、先ほど先生おっしゃいますよ

うに、一般的には、公団には分譲制度というのがございまして、これは盛んに建てております。建てております中で、半数近いものをこの賃貸住宅から持ち家化される人々に提供して優先的に供給をしておる、入れておるといふのが現状でございます。しかし、古いものの中には、半分程度のそういう――私がいま言いましたような十年以上ものには十年以上の定着者というものが半分近くございまして、この方々の中には、そういうところに移つて持ち家化する御希望の方もおられます。あるいは先ほど言いましたように、非常に地縁というものがたつて、そこで、ほしいという方もおられるというふうな私どもとております。したがって、そういう意味で、分譲の一つの延長的手法といふものが、そういうふうな意味で、私どもはかやうなものをやたらどうかと、かやうに考えておりました。ただ、やることにいたしましたのは、いろいろな、ただいま總裁から言われましたような管理問題その他がございまして、したがって試験的にということ、家は計画の、何といふんですか、検討を進めておつた次第でございまして、その線が表面に出た、かやうな次第でございまして。

○田中一君 住宅局長はね、むしろ住宅政策も担当しなげやならぬでしようけれども、公団住宅、公団が建てている住宅というものは君らのものじゃないんだよ。もはや國民のものなんです。國民のものなんです。君らは公務員住宅に入つて、安い住宅に入つて、転任になればどこでも、あつちでもこつちでも、たいへんな数つづつていますから入る。國民の意思は聞かないで、國民が、たとえば十年定着して、五十人のうちの一人が、おれはこのうちを一生の終わりの住みかとしていふから考えるのだという、手法なというところは考える必要はないんです。この問題について、一般、全国的に配布されている新聞のうち、一社でもその手法を、君の言う手法といふものを歓迎すべきものだと言つてゐるマスコミは一つもないんです。全部反対です。それには君

らが、君ら官僚がだ、これはおれが管理して、おれが自由になるのだというような認識を持って、いるところの大きな間違いがあるのだ。間違ひを私はしちやいかぬと。ことに法的根拠があればいいんだなというのを言うのはおかしい。おそろくバラ売りをしてもいいんだという広義の解釈で、君はそういう手法として検討を住宅公団に命じ、また大臣には、相談あったときに、いや、これならいけますという一つの根拠を示したものと。思ふ。だから、君は一つの手法として扱っているものだと思うけれども、法律というものは、条文の問題じゃないんです。これはいま提案理由の説明をされている法律だつて、法律の案文というものは短いものです。表現、内容にあるその立法の精神なんです。法律というものはどこまでも立法の精神というものは一切に優先するんですよ。一々こまかい問題までは書けない。政令にもする、条例にもする。また、それぞれ国民の迷惑にならぬようなものだったら、政令なり、あるいは省令でもつてもものをつくつて、受けて地方が条例もつくる。この精神というものをじゅうりんするのは、君らの役目じゃないんです。法律を改正すべきなんです。もう、そうなら。君らがかつてに法律をつくつたときのわれわれの精神、国民の要求というものが、これが盛り上がったものが住宅公団法であつたはずだ。これこそ一つの手法です。その中で分譲と賃貸というものを分けて国民に供給をしたのが現実、現在までそのとおりなんです。それをいざに広義に解釈して、都合のいいようにごきげんとりなつていう立場をとるべきものじゃないんです。ましてや、法律の精神というものを一局長の君が、こういう解釈もできますんて言うことはあり得るもんじやないんです。私は愛すべき沢田君だから、非常にいまでも君のことを信頼しております。いまでも信頼度はなくなつてはいるわけじゃありませんよ。ただ、権力の横暴で君は動いちゃいかぬと言ふのですよ、かつてな解釈をして。

だ尾を引くんだと思ふけれども、建設大臣、あなたもずいぶんいろんな新聞をごらんになって、この払い下げの問題については、どのくらい公正な、ちまたの声としてあり得るもんじやないという批判を受けていることは御存じだと思ふんです。ここで公団住宅のバラ売りはいけませんという結論をお出しなさい。私はあなたと非常に長い、党の所属は違ふけれども、いろんな意味において建設行政等についても長い間話し合ひしてまいりました。あなたには決断があるはずだ。それはしばらく時間をかせと言ふならば、いまでも住宅公団は、かつて、一棟、一区画あるは一地域全部の承認が、希望があればこれに売つてもいいというふうなことを、この前は、前回には意思表示をしておりまして、いまバラ売りですよ。じゃ、バラ売りというものがどういふものか、住宅公団が十分調べたと思ふますから、調べたものについて説明をお願いします。そして可能か不可能か、それに対して多数の市民が要求しているかどうかという点について説明してください。こまかに説明してください。また現にいままでもバラ売りをしたあるマンションもございいます。民間マンション等のその実態はどうなつてゐるか。また土地あるいは共有部分というものは、これはまあ共有になつてゐる、現在は管理権は公団が持つてゐる。しかし、そういうものがバラ売りされた後にどういふ形で運営されるか。国民の中に相克が、同じ居住者の中に相克が起きないかという点も調べたと思ふますから、詳細に説明していただきたいと思ふんです。その点を、これは公団にそういう調査をさせたと言ふならば、沢田君、君が説明してくれてもいいと思ふ。そうして、それを全部データとしてお出し願ひたいと思ふんです。それが報告してくれるか、南部総裁があるいは住宅局長か、どちらか、詳しく説明してくださいよ。

度の候補地にあがつております千里園というのが大阪にございいます。これは三十三年ごろ管理開始したわけでございいますけれども、当時千里園の団地は分譲として公団が建てたわけでございいます。ところが当時の社会情勢からなかなか売れなくて、その中の二棟だけ分譲いたしました。で、その二棟というのが団地のほぼ中央にございいます。その周囲は売れませんでした。そのことから、賃貸住宅に切りかえまして、現在、賃貸住宅になつております。そこはもちろん一棟単位でございいますけれども、敷地その他共有になつておりまして、現在までのところさしたる問題はございしません。ただ、今後バラ売りにいたしました場合にはいろいろな問題が起ると思ひます。現在、公団が考えておりますのは、区分所有に関する法律というものを基礎にいたしまして管理組合というものを結成し、公団も、いわゆる家主といひますか、の一員としてそれに加つて、分譲を受けた方と管理組合を結成して、それで管理していきたいと思ふわけです。こういう管理の中で一番問題になりますのは、共益関係は、従来とも共益費は平等といひますか、分譲の方も賃貸の方も同じようにいたしております。一番問題になりますのは、修繕費であらうと思ひます。それで千里園の例をとりますと、分譲の棟の修繕についてはこれは全部分譲の方が持つております。それから賃貸は公団が持つてゐるわけですが、バラ売りの場合は、その修繕費についてはやはり譲渡契約等におきまして一定の額を積み立てていただく、それで管理組合においてそれを積み立てて修繕費に充てるというふうな方法を考へておるわけです。その他予想できない問題があるいは出てくるかも知れませんが、現在、公団のほうで想定されるであろう問題については鋭意検討中というのが現状でございいます。

これは管理組合に入らぬと言つたらどうなります。○参考人(川口京村君) 普通分譲住宅あるいは別分におきまして、これは譲渡の条件になつておりますので、入らないという人には譲渡いたしません。○田中一君 入ると言つて譲渡を受けて、入らないと言つたらどうします。○参考人(川口京村君) これは契約の違約ですから、契約解除ということに当然なります。○田中一君 そうすると、それは裁判で立ちのきを命ずるわけですね。そうですね。○参考人(川口京村君) 立ちのきを命ずるといふよりも、いわゆる現在賃貸を受けておりますから、いわゆる分譲契約を解除するわけですから、賃貸として残ると、そういうことになると思ひます。○田中一君 どうしてもそこに住んでいたらどうします。どういふ転動も受けない、何も受けないということになつたらどうします。○参考人(川口京村君) そのまま賃貸ですつとそこに住んでもらう、そういうことになると思ひます。○田中一君 金は払つてしまつたんです。そうして金がないからその銀行なら銀行、金融機関なら金融機関、兄貴なら兄貴に金を借りて、それを担保にしてゐるという場合は第三者に及びますか。○参考人(川口京村君) まあ管理組合は現在かつてに脱退できません。ですから、当然、譲渡契約の中で管理組合の結成ということになつておりますので、初めは組合に入つておつて途中で脱退するということになれば、これはやはり民事訴訟において争つと、そういうことにならうかと思ひます。○田中一君 そうすると、一軒が賃貸、あとの四十戸は全部自分の家だという場合には、その一戸の場合に公団が管理組合として参加するわけですね、当然。○参考人(川口京村君) そのとおりでござい

○田中一君 その場合に比重の問題です。一つの仕事をやる場合に、管理組合は絶対な権力が無い、多数決で、おそらく自治会みたいなものできめるんでしょ、と思うのです。自治会的な運営でできると思うのです。その場合には、その賃貸者が非常に不利な面になった場合には、それはどうなるんです。そういうこともあり得るでしょう。

○参考人(川口京村君) 現在、具体的に、たとえば四十戸の中で賃貸が一つ残って、それが残っている人が不利な状況というのは現在私どもちょっと想定できないわけですが、分譲を受けた方も当然自由を感じるのは、残った賃貸だけ、入居している方がかりに戸と、まあ、それはかりの話なんです、どのような都合な目にあうか、ちょっと私もそこまで想定できておりません。

○田中一君 いまの千里園で何軒かが自分の家だと。居住者の、賃貸者の意思は住宅公団のほうをこれを代行しているわけですね。そうすると、自家を持てている者と公団が相談してものをきめたって決定にならない。やっぱり居住者の意思というものを尊重しなければならぬ。そうすると、新しいトラブルが起ると思いませんか。

○参考人(川口京村君) 現在、千里園では大きなトラブルというのは聞いておりません。まあ、あるいは公団が一括、まとめてめんどろ見ているせいかもしれませんけれども、現在はそのうちことはございせん。ただ、いろんな問題というのは賃貸だけの団地におきましても現在まで相当ございまして、そういう種類の問題はこれはどういふ解消されないか、そういうふうになると思えます。ですから、賃貸のままで残った方については従来のサービスが当然低下しないようにわれわれはつとめなければならぬと思っておりますし、できると、そういうふうな考えておるわけでございます。

○参考人(川口京村君) 適当という意味が政策的の意味で適当かどうか別にいたしまして、われわれの現在の見通しでは、この管理組合の規約あるいは譲渡条件をしっかりと定めれば、その中身については現在検討中でございますが、やれるんではないかと想定しております。ただ、公団始まって以来のことですので、予想しないことが起こり得るんではないかと思えます。そういうことを前提にいたしまして、私どもは試験的ということとこれを実施したい、そういうふうな考えておるわけです。

○田中一君 あとで春日君も質問しますが、そういうところはひとつ春日君にまかせましょう。

ただ問題は、南部総裁のほんとうの精神というものが好ましくないという気持ちを持っておるわけ、あなたの方、川口君、君もそう思っている。さっき言っているように、分譲と賃貸という二本立ての事業が公団の事業であるというように認識して公団であなたの仕事をしておるんでしょ。それは間違いないですね、総裁並びに川口理事も、どうなんですか。

○参考人(川口京村君) 私、総裁の指示に従って仕事をしているわけですから、総裁と同意見でございます。

○田中一君 金丸さん、建設大臣、もうこれだけ言っていたら大体いいでしょう。きょう、いまあなたが答弁すればそれで済むのです。もう公団のバラ売りはいたしませんと、バラ売りどころじゃない、賃貸住宅はあくまで賃貸住宅として労働者のために、勤労者のために、どこまでも流通面の一環よいことを發揮しているこの制度であるからこれを存続いたしますという答弁をすれば、八月人事であなまた延びる。はつきりおっしゃいます。

○国務大臣(金丸信君) 私は、この問題は十二分に慎重に対処しなければならぬということは前提でございます。いま田中先生からの御指摘のことも十分わかります。ただ、これは、総理から指示を受けた受けないという問題は別問題として、私

自体の気持ちの中に、いわゆるマイホームというものは人間の本能じゃないかと、こういう考え方を持つ。ただ、この時点において、一方において、賃貸住宅も建たぬじゃないかと、建たぬのに何やっているかと、こういううまた賃貸住宅へ入れないという人、こういう人と、一方は、今度は入った、良好にも入れて、それが自分のマイホームになれるといったら、そこに一つの大きな断層が出るのじゃないかと、こういうこともこれは十分考えなくてはならぬ問題だと私は思います。そういう意味でこの問題については私は十二分にひとつ慎重に対処して、右から左というようにことを考えておるわけじゃないのですから、ぜひその辺を御理解をいただいて、私は十二分に慎重に対処してまいります。

○田中一君 先ほど言っているように法的な根拠というものが私は不十分だと思います。したがって公団法改正をして、いいですか、そうして後にそれをやるという約束を約束していただきたかというのです。公団法を改正して——かりに、やるという決意をしたならば、先行するのは公団法の改正です。その上で、その決意をする以外にないと思うのです。同時に沢田君は、この法律が提案され、これには長い審議をかけた、その際の議事録を全部、衆参両院の議事録を読むこととす。沢田局長いいですか、全部読むこととす。読んで、この法律の立法精神というものがここにのるのだということをつかまえて、それで、この解釈ができたということになるならば、いまの、さっき言ったような拡大解釈もあり得るかもしれないが、ただ、くどく言うけれども、法律というものはそういうこまかい考え方にまで入っておらないのが実情なんです。質疑の中において念押しをし、それは政令なりあるいは省令にまかす部分があるわけです。しかし、われわれは、審議をするわれわれは、どこまでもその精神がどこにあるか、この精神でこれは一項が書かれてあるはずだという認識のもとに法律に対するとこの審議をしているわけなんです。一住宅局長がわれわれの意思を無

視して、かつてな解釈をして権力に迎合するよううなことは君の将来のためにも慎むべきです。今晩からずつとひとつ勉強してください。住宅公団に対する、この払い下げに対する問題はまだ留保しておきまして、これからまた質問いたします。次に伺いたいのは公営住宅の問題です。公営住宅の払い下げの問題については、先般、住宅問題に対するところ質問のときにもこれは伺って触れていましたけれども、これに対する払い下げ等の問題についてはどういうふうにお考えになりますか。建設大臣いかがです。

○国務大臣(金丸信君) 都市における公営住宅の問題また都市でない公営住宅の問題、こう二つに私は考えられるだろうと思えます。私が建設大臣をやる前に、交付税交付市の一歩へんびなところにあります。団地を払い下げたという話がございましては市会議員がついておりました。それは共産党の市会議員、社会党の市会議員がついて、ぜひ一緒にやってやってくれないかという話で、承つてみれば、その内容は、われわれは、これは払い下げしていただけるという話だから、きょうまで自分で非常に修繕をして修理もし、そして大事にこまめに持ってきたんだという姿を見まして、私は、これは払い下げてやるべきものだ、政治がそういうように約束しておる以上、払い下げるべきものじゃないかと、こういう私は考え方を持って、ま一つこの一般公営住宅の問題は、建設省がそういう考え方を持ってみまして、いわゆる自治団体が踏み切らなければやれないことであるが、ただ実際問題として市が修繕もするわけにはいかない、あるいは町もいらない、どうもこまめじゃないという、このままではどうにもつかないんだから、別にここで払い下げをしてもらって、みんなのものにしてもらったほうが、自治体がよくないというふうな状況もあるわけですね。それは私はつぶさに、大臣になっても陳情を受けておるわけですが、そういうふうなことを考えてみると、そのケースはいろいろあると思えますが、そのケースの問題はケース・バイ・

ケースで考えるべきだという考え方、こういう私は考え方を持っておるんですが、すべてがそうやるべきだということについては、私もそうは考えておりません。しかし、その払い下げという問題については、マイホームという人間の本能、また政府の当時の約束したというものの、そういうものがある。そういうものを私は聞けば、これは何とかしてやるべきじゃないか、これも政治だ、こんなように考えておるんですが……。

○田中一君 公営住宅法の制定当時からその精神です。しかし、これはどこまでも当時、木造建築だけをつくっている時代のころの考え方であって、いまのように九〇%以上耐火住宅になつているといふ実情から見ると、これも変革されているんです。しかし、何と云っても、相当数の建てかえなきゃならぬという土地もあります。住宅もあります。東京都の例を見ましても約二万戸でしたか、四万戸でしたか、それくらいある。もう木造でどうにもならぬ、修繕したつて修繕もできない、あるいは環境もよくない、何とかしなきゃならぬというものもあります。この木造建築の時代には、四年たつたら分譲しましょう、払下げしましょう、こういうような規定は、そのときの精神なんです。いまではおのずから違つております。おそらく共産党、社会党の市会議員が先頭に立つてお願いに上がったのもそのケースだと思ふんです。私もそれはわかります。しかしながら、これは三大都市圏というものを中心に考えてみましても、東京都は、昨年は一万九千戸予算に計上した公営住宅が、一割ちょっとしか事実建設されておらないのです。思い起こしてみますと、三十年か三十一、二年のころです。この払い下げの条件というものは、これを払い下げてくれという要求が相当ございまして。その時分は、ぼつぼつわが国も戦後の立ち直りをかけてきた時期であります。その場合には緩慢ながら地価というものはやはり上昇し続けてきております。建物は一戸五百円で建て、運賃にも満たないような建物で、五百円で払い下げたつていいのです。土地というものは払い下げ

れば再び得ることができない。建物は農地になればいいんです。過小宅地が三大都市圏にはたくさんあって、ことに戦後の公営住宅というものは中核の空地に建つたものであります。その場合は、それはそういうものであります。同時にまた、地方に相当な土地の多い行政区域がございまして、これは、むしろ、そういうことも一つのケース・バイ・ケース、行なわれたこともありまして。今日ではないはずで、いま建設大臣の言っておるケースは、おそらく地方都市の問題だと思ふのですが、沢田君、三十年後に、どの地区にどれくらい木造住宅の払い下げを行なつたか、あるいは耐火建築の払い下げも行なつたかがあるかどうか説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(沢田光英君) 木造の払い下げ譲渡処分の戸数でございまして、これは三十六年までに約七万七千戸払い下げております。それ以後毎年四千戸ないし五千戸程度やっておりまして、たとえば四十七年度におきましては四千二十四戸ということになっております。これらはすべて木造の低層公営住宅でございまして、合計で十二万四千七百六十六戸というものが現在までに譲渡処分をされております。それで、いわゆる中層耐火構造のもの、これは私の知る限りでは、譲渡はされておらないと思ひます。

○田中一君 地域はどうです、従来は。

○政府委員(沢田光英君) 従来は私もこの木造の払い下げにつきましても非常にシビアに扱つてきております。三大都市圏及びこれに準ずるところ、これには絶対だめだということでございますから、特殊な例外を除きましてほとんどございせん。大体人口十萬の周辺部、こういうところでございまして、大体私どものいわゆる省令とか、政令とか、そういうところに基準がありまして、その基準に合うほかに譲渡の条件といたしまして、地域的に押えておまして、人口十萬の都市、あるいは三十萬の周辺都市はだめだ——だめだというよりも、そこはいろいろ都市事情、宅地事情について建設省が相当見る、こういうことでござい

ざいましたから、その辺で相当強く縛られております。それ以外のところで、かなり出ておるといふのが実情だと思ひます。

今回の措置をあらわして申し上げますと、木造低層公営住宅、木造が主でございますが、この問題の方針をここにまた一つ述べた、こういうことでございまして、ただいま大臣からお話のございましたように、木造の公営住宅も、三大都市圏及びそれに準ずるところ、非常に宅地難あるいは住宅難のひどいところ、ここに集中いたしまして、これは原則的に払い下げない。払い下げないばかりでなしに、これは法律改正を先年お願いをいたしました建てかえを行なり、立体化を行なり、こういうことを宣言しておるわけでございまして。それ以外のところでは、もちろん法律、政令、通達、の範囲内でございまして、いままでも私どもは画一的にやっております承認条件というものを、大臣の御意向の中に、地方管理団体の良識——いわゆる地方管理団体におきましても、その地方の行政がございまして、そういうものに重点を移すと、かような方針をとつたわけでございまして、特に三大都市圏の中での建てかえの場合には、ほとんどは木造の賃貸住宅を、公営住宅を建てかえますと、二倍半、三倍の戸数が建ちます。しかし、ここにおられる方々は、それもやはり地縁性、収入増等がございまして、そこで住居がほしいという方が非常に多うございまして、非常に強烈でございまして。そこで東京都あたりも建てかえは年々数千戸やっておつたわけでございまして、四十七年度におきましては建てかえ計画がほとんど進行しないという実情に立ち至りました。先生おっしゃいましたように一万九千戸の割り当ての中、二千戸しか発注できなかった。この原因の一つには、この建てかえ、立体化のストップというふうなことも大きな原因の一つになっております。そこで私も、この建てかえに際しまして、これを何とか動かさない、緊急事態に対処できないということ、その場で別途の資金で分譲住宅を建てます。これは公庫融資その他公共団体の融資もつく

りまして、激変化を防ぎつつ質のいい住宅を、既入居者には、持ち家のほしい人にはお分ちをしなから片方の建てかえ計画を御承諾いただく、かようなことを実は今回打ち出した次第でございまして。

○田中一君 三月に、美濃部知事が木造建築の建てかえの問題についてこういう答弁をしております。「都市の不燃化と、土地の有効な利用を図ることを促進することは、どうしても必要である」と思ひます。この場合に、住宅の分譲を希望する居住者も多い現状でありますので、お話のように建替後に分譲できる住宅を或る程度用意する必要があるかと思ひます。具体的には、この分譲住宅の建設につきましては、住宅金融公庫の資金を利用したいと考えておりますので、国及び住宅金融公庫と、その具体化について、できるだけ早い機会に協議をいたしたいと考えております。」ということなんです。この答弁をよく考えてみると、公営住宅を建てて、それを分譲するのではない、どこまでも、ちょっと読みかえて、うっかりすると、公営住宅を建てて、それを分譲してくれるんだというように誤解をされる向きがあらうかと思ひますが、どこまでも公営住宅じゃないわけですから、これでいいんですかね、沢田君。

○政府委員(沢田光英君) そのとおりでござい

○田中一君 そうすると建設大臣。いま三大都市圏並びに三十萬都市周辺等々言っておりますが、現実にはこんなものがある。たとえば小平市の周辺に十四、五戸木造の公営住宅がある。十四、五戸の過小宅地では、現在の環境から、そこに中高層の家を建てることはできない。そうすると、そういうものはしょうがないから払い下げちゃうのかということ、これは払い下げると、いま、こういう方針にはずれますからできない。こういう場合にやっぱり相当な代替地なり交換なりして建てるといふ方針をどこまでも貫かなければならぬ、こう思うのですが、その点はどうか。過小宅地が相当に残っております。当時は町有地あ

るいは市有地、公有地が点在している場合には、そこに建ったんです。また、土地を提供するならば優先的に公営住宅を建ててあげようという時代もあった。そういう場合はどういふうか、いかに運営しようとするんですか、そういう場合には払い下げするんだということになるのか、これは建設大臣ひとつ御答弁願いたいと思います。

○政府委員(沢田光英君) 非常に五戸とか十戸とか、そういうものもござります。いままでそういうのはだいぶ整理されてきておりますが、まだ多少はござります。そういうものの中には、特に土地が借地であったり、そういうふうなものいろいろケース・バイ・ケースでござります。こういうものに対しては、一義的にやはり土地利用の問題でござりますから、これは地方公共団体の意思というものが大きく出なければいけません。しかし私どもは、公営住宅はやっぱりふやさないでいけません。でござりますから、その周辺の代替地の話もございましょう。あるいは周辺の代替地の建てかえがあれば、それと計画を組み込んでやっていって、あいた土地は都市計画上、小公園にするほうがよければ、これは公共団体の判断で、別の判断から、さような土地利用をするという判断で私どもはいじやないか。私どものほうからいえば、そういうふうなものではできるだけゆるい公営住宅がふえるという方向に利用していくというところでございまして、そのほかの土地利用問題は公共団体の判断におまかせするというところでござります。

○田中一君 金丸さん、いつごろまでに公団分譲というものの結論がつくか。あなたの任期中に結論をつけようというつもりですか。それとも長期のかまえて、もっと検討させるといつつもりでございましょうか。その点はどうですか。

○国務大臣(金丸信君) 世論の動向その他慎重にと、こう申し上げておるわけでござりますから、私の任期中きまるか、任期中にきまらないか、それははっきりいたさないと申します。十分慎重にやってみよう、こう思っております。

○田中一君 建設大臣、また田中首相が出てくるんです。実は河川砂利をもっと活用することはできなからうかというこの発想が總理から出てきたわけでありまして、この問題についてはどういふ経緯であなたの耳に伝わったのか。聞くところによると、河川局長にじかに言ったんということを言っている新聞記者もおりましたけれども、この経緯をひとつお示し願いたいと思います。

○国務大臣(金丸信君) この問題につきましては、たまたま別な問題で河川局長が總理のところへ行ったらしいのであります。そのおりにこの問題が出たということでありまして、私は全然この問題にはさわっておりません。ただ、結果としては、河川局長からいろいろな内容は聞いております。

○政府委員(松村賢吉君) これは四月九日の日に、私だけではなく、実は事務次官が最初に總理に、この問題だけではなくいろいろな問題について呼ばれておりました。私、実は国会のほうへ出ておりました。私おくれ、それが済みましてから実は参上いたしました。このときには、砂利の話につきましては、田中總理と次官との間の話は大体終わっておりました。それで、私あとから次官に話を聞いておりましたけれども、砂利の問題につきましては、總理は、やはり相当砂利が不足しておるといいます。そういう関係から、河川の砂利について、まあ検討ができないかといういろいろな話があったようござります。それで、その結果、私も帰りました。いろいろその内容について検討しておるといふ段階でござります。

○田中一君 五月二十九日に中間報告したじやないか、君たちは。ごまかすな。五月二十九日に、總理に対して中間報告したじやない。

○政府委員(松村賢吉君) はい。

○田中一君 建設省は、主要河川十河川の砂利の実態調査について、治水上に必要な改修事業をすれば、約七千五百八十万立方の採取が可能であるという中間報告をしたじやないか。検討じやない、

もうちゃんと報告しているじやないか。建設大臣、この点について御存じですか。

○政府委員(松村賢吉君) 私、ただいま中間報告と申しましたのは、実は、河川の砂利につきましての内容については、私もすでに検討しておるわけでございますが、そのうち、特にただいま十河川につきましまして、いわゆるケース・スタディーといいますが、いわゆるサンプル調査を完了しておりました。それで、これの中間的な資料、これがまとまりましたので、これにつきまして、總理に中間的な御報告はしております。ただ、私も、これを全体のうちの一部分と考えておまして、これに基づきまして、全国的にどうすべきかということについての検討をさらに続けておるわけでございます。そういう意味合いで検討中という御答弁をいたしたわけでございます。

○田中一君 建設大臣、總理からじかにそういう注文があれば、建設大臣を通じないで、局長なり事務次官なりがかってに總理にまた復命するといふようなシステムが現在の内閣には新しく生まれたのですか。

○国務大臣(金丸信君) その報告は、私は、中間報告といいますが、十河川の問題につきましては、前に私は河川局長から報告を聞きまして、これを報告したいということですから、慎重にひとつ砂利の問題であるし、相当砂利は不足しておるけれども、河川の災害という問題等もあることだから、十分に勘案してあるだろうなということ——十分してあります。こういうことですから、見せていただくまで、その結果を、河川局長が總理にその中間報告をしたということでありまして。

○田中一君 ちょうどいまから十七、八年前に災害が起こった河川、ことにダムが完成したところの上流に、ダムのふところの中に相当たくさん砂利、砂が埋蔵されている、まあ堆積しておるわけですね。これを何とかしなければならぬじやないかという発想から、いろいろ考えたことがあるのです。ただ、御承知のように、砂利は、その管理者から許可を受ければ、一年ごと一年ごとに大

体の採取料というものを、金を払いながら、そのものだけを取っているのが現状であります。二、三年前にもこの委員会でもやりました。市街地に近いところの橋脚等に取りついている砂利、砂等を盗掘している例がたくさんあった。また、河川砂利がそこそこ禁止、これも禁止となつたものだから、おかしな砂利を掘るようになって、またいろいろな災害を生んでいる。河川の砂利を、土砂、砂利、砂といふものを取っちゃいけないという規制をしたのは、いまから十年くらい前です。十二、三年前になりましたけれども、そのころから、災害を招くおそれがあるというので規制をしていくわけなんです。その中に、この十河川というものがどの地点を——名前を言ってもいいですけれども、たとえば名取川の場合はどういふ状況だか、これは詳細に説明していただきたいのです。かつて建設大臣を通じて總理大臣だけに報告して、この国土保全のあらゆる立法というものを審議している当委員会に報告しないなんというものはあり得ないのです。これは行政権をもって規制している。これは国民生活、社会を安全に保つためにはそうしなければならぬのだという発想から規制しているにかかわらず、これだけの膨大な数量の砂利が取れるのだというこの報告を国民に——われわれに報告することは国民にすることなんです。ないがしろにして、かつてやって、これを進めているなんというものはあり得ないことなんです。したがって、どういふ場合にどうなっているのかという事です。その一つの鬼怒川から鬼怒川、名取川から名取川を中心にして説明していただきたいと思っております。

○政府委員(松村賢吉君) まず実は申し上げたいことは、この砂利の規制につきましては、ただいま先生からお話がありましたように、ずっと規制してきているわけでございます。ただし、その規制を始めた当時からまいりまして、河川の計画のものにつきましても相当実態は変遷がござります。それで、私も河川工事をやるに際しまして、

断面等が変わってきますという変わる可能性が
ございますが、全体を検討して推定をしたいと思
っております。

○田中一君　どの水系のどの地点で、どういう状

それから私は常々考えておったのですが、何年前でしたか、三峰川の美和ダムができて上がったときに、あそこに視察に行ってみました。そうすると、完成した翌年に大きな出水があった。そうして三分の一は埋没しておりました。そのときに、その上流をずっと見ますと、どうにもならない大きな瓦れきと申しますか、砂利、砂ですね、石、砂利、砂がもう重なり合って三分の一を埋めているわけなんです。これがもし都市における建設に

骨材として使えるならば、かえって——ダム寿命は百年といわれておりますけれども、一年で三分の一埋没、これを除去するならば寿命が延びるであらうし、また、その他、水並びに発電等にも有効にこのふところが使えるのではなからうかと思つたことがあるのです。そのために、河川なりダムのほんとうの機能を守るために、それを除去する方法を考えたらどうかということをしろうと

ながら気づいたものでした。いまでもこの考え方は変わっておりません。たとえば木曾川にいたしましてもたくさんございます、そういう地点が。あるいは一番かつて古いものでは天竜の泰阜ダムなどはもう九九％埋没しています、堆砂がある。こうしたものを利用するなら利用することがたぶんできるのじゃないか。いたずらに農業用水というものを考慮しないでこういう検討をするなんて

いうことは間違いです。なるほど農業用水も取り入れ口などを許可するのも建設省でしょう。しかし、どういう根拠でこれやったか、まあ中間の調査だというからあくまで追及できませんけれども、水は生きものなんです。河川は生きものなんです。これは民間の砂利採取業者におそらく許可するんでしょう。その場合に乱掘、盗掘等が行

なわれないという保証はないんです。多くはやられておるんです。許可量よりも数倍多く採掘しているのが現状であります。一体、先年、河川法改正に伴って河川監視員制度ができたはずですが、建設省は各地に、直轄河川に対するところの河川監視員というものを何千人これに充當させておるか何っておきます。

○政府委員(松村賢吉君) 河川監視員につきましては相当私も増強してやっておるわけでございますが、ただ全国で現在いまま何人の河川監視員がいるか、ちょっと私ここで数字は持つておりませんが、おおよそのところを申し上げますと、一河川につきまして、まあおおよそ平均しますと十数人ではないかというところになりますと、全河川、直轄でいまして千人から二千人というところではないかと、これは確定した数字、いま表を持つておりませんが、オーダーとしてそういうものが、主として、そのほか補助的にいろいろ臨時にやっているものはございますけれども、こういうことで監視業務に従事しているというふうに考えておるところであります。

○田中一君 そこに官房長いるから官房長に聞いてもらなさい。そんなにいやしないんです。工事事務所で、そこに兼務で名目だけの監視員がいるだけなんです。そんなにいやしません。あれだけの長い水系に対して十人か二十人でこれを守れると思つてゐるんですか。そんなことを考えたんじゃない、これはとても野放しだと言つてもいいくらいなんです。そこで現在でも管理者が、その採掘の申請がくると、これに対する許可を与え、料金を取つて採らしているんです。いま申し上げたような三峰川の美和ダムの上流などは取る方法はないんですか。

○政府委員(松村賢吉君) ただいま貯水池に堆積した土砂、これを取つて利用するということは一石二鳥の方法でございますので、私どものほうとしても極力これを進めるように検討しておるところでございますが、ただいま言われたところの三

峰川の美和ダムの上流の土砂につきましては現在採取をやつております。それで四十八年度からは年間約五十万立方メートルを掘らせるように、これから計画してやつていく予定でございます。現在でも相当量取つてはいるはずでございます。

○田中一君 私は当時要綱を書いたんです。それは何かという公社方式なんです。各府県は、自分の担当する河川を持つておりますから、必要でないところに土砂がたかさん堆積してゐるんです。これは経済的に運賃がかかりますから、あつたて高いものにつきます。そこで、いま田中総理が発想で砂利をもつとはいから出す方法はないかと言ふならば、この十河川に対する一億トンの費用でも、大体あなたのほうで推定しているのは一億圓ぐらいかかると言つてゐるんですね、取るための費用としては、取るための費用というのは河川改修の費用でしよう、特別に取るために。そうすると、採取業者がたかさん何万とやるでしよう。採取業者には採取させるという仕事をさせてゐる。そして国民のほしいのは、安定した価格で品物が供給されることが一番望ましいんです。かつ、そのうちで安いほうが一番いいということになるんです。経済性がありますから。たとえば諏訪なりあるいは松本なりで使う砂利、砂を美和ダムから持つてくるということになると運賃は非常に高くつく。こういうものを全部公社が買い取る、品物を全部買い取る。それは堆積している土砂がたかさんあるんです。そういうものは全部県の公社が買い取る、そしてプールされた価格で長期に砂利の供給をするという考え方で、それがさつき君が言つてゐるように一石二鳥、貯水池の貯水量がふえ、そうしたじゃまものがまた活用されるということになる。私企業に頼んでおつたんじゃないんです。品物を全部採取業者が採取してらつて、それは全部一定の場所なりあるいは距離に關係なく価格はきめて供給するという方法をとつたらどうかというのを言つたことがある。そのときに反対があつた。そんなことをやつたんじゃない。市会議員、県会議員、国会議

員にもたくさん全国に砂利業者がいるわけです。そういう人たちが、それじゃうまみがなくなるといつてなかなかそれに対して耳をかきかゝつた、その当時。

〔理事松本英一君退席、委員長着席〕
しかし、いまこそ国土計画というものがもつと高度に進んでいくという段階で建設資材というものが必要であります。ただ発想は農林省にも相談しないであつて一つの調査をするなんというところではないんです。それよりも建設大臣が所管して、建設大臣が自由になるというこの範囲におきましても、そうした一つの手法を用いて砂利の安定した価格での供給ということこそ新しい発想として考慮しなきゃならぬ問題だと思ふんです。その点はどうです。

○政府委員(松村賢吉君) 砂利の総合的採取と申しますか、高いところ安いところプールするといふ考え、これは非常に一つの考えでございまして、私もよく思ひました。その点についてはいろいろと検討したいと思つております。

また、先ほど申し上げましたものをちよつと補足いたしますと、十河川で千億あまりかかるというところでございども、これは実はその砂利の採取のためというだけではなく、河川工事として必要なのでございまして、ただ、砂利を掘るためにはそういうような河川工事を同時にやらぬといふと、それだけの数量は出ないという数字でござい

は、総理令というものは、いつごろまでにこれをまとめられるつもりでゐるんですか。

○政府委員(松村賢吉君) 田中指令というものは特にございせんので、私も河川の砂利の採取計画の検討、これにつきましても河川計画そのものが相当大幅に変わつてきておりますので、これに基づいてどれだけ出るかという検討をいましてゐるところでございまして、これが実はいつまでできるかということにつきましては、現在ちよつとはつきりとした見込みは立てられておりません。

○田中一君 一つの検討を始める場合には、農林省とこれから相談するというよりも、事前に農林省と相談したというケースはいままでないです。か。と言ふのは、ね、もはやもう最近社会において三、四年米がうんとできたからといって減反さしてゐる。せんだつて農林省の資料をとつてみると、大体保有米というものは、必要量の三分の一は保有米として年を越すといふことであります。ことしのうちに、こういう例外的な現象を持つてゐる気候状態の中ではどうなるかわからぬです。米の収獲がどうなるかわからぬです。麦はもはや買ったほうが安いから二%か三%しかとつておらない。こういう現状からみると食糧の問題が最優先するわけです。河川改修の場合には事前に、計画を立てる場合には事前に——今度は農林省の農地局が妙な名前になつたんで、あとでどういふ局になつたか説明してもらふけれども、事前に相談しないでやつてゐるということがあつたらぬと思ふんです。水はですね、川は生きものなんです。先ほど言つてゐるように、農林省もどしどし——かつてな計画を立てた場合、将来あなた方の農業用水の取水の計画に支障があると思はれるものはどんな言ふべきである。どうも農林省、米をつくるというほう、食糧をつくるというほうの後退しているような気持ちがある。こんなことがありや困るんです。私は再三言うようにどこまでも農本主義者なんです。まず農業というものを

確立しなければ日本の民族の平和と安定がないわけなんです。その点について建設省はどういう態度をとっているか、今後どうするか、ことに、こうした砂利採取なんというものは相当流れに影響があるわけなんです。伺っておきます。

○政府委員(松村賢吉君) この農林省と協賛をこれからすると申ししたのは、具体的な今後の砂利の採取の進め方、これについての話でございまして、それのもともになります河川の工事の実施基本計画、計画河床をどこまで掘るか、どれだけの流量をどれだけの断面でどう流すかということにつきましては、工事実施基本計画というものを十分と協議をいたしまして、そのもの自体につきましては常に密接な連絡をとってやっておるものでございまして、ただ、ただいま申し上げましたのは、その十河川について、工事そのものは、工事というか、計画そのものについては協議済みでございまして、それを実施に移す際にはどういう手段でどういうふうにするかということについての相談、これについては今後やっていくというふうに申し上げておるわけでございまして。

○田中一君 農林省のほうで不満があると思うんです。これはひとつ農林省の立場からこうしてほしいという要求をしていただきたい。そうして砂利を採取するためにこうしようあししようと言っているんですから、その場合の将来に対する影響ということを考えながら一言、農林省側この問題について言っておいていただきたい。

○説明員(山本純君) 先ほどの局の名前の問題ですが、前は農地局でございましたが、旧農政局と農地局と合併いたしました。現在、構造改善局という名前になっております。

ただいまの御質問に対してお答えいたします。河川内の農業用の構造物につきましては、河川管理者がきめました計画河床に従って設計設置されております。したがって、計画河床より上の砂利採取等については農業用の構造物には影響がないと考えます。しかしながら、計画河床を越

えまして掘きくいたしました場合は、これは河床が低下いたしました農業用の取水が困難になる。また、洪水時につきましては、急激な河床勾配の低下により、洗い掘り現象を来し、農業用の構造物が破損するといった、そういう危険が生ずるわけでございまして。したがって、今後、建設省ともよく協議をいたしまして、農業用の構造物に対して十分考慮を払いつつ河川の計画を立てていただきた、こういうふうにご考慮をいたしていただきた。

○田中一君 建設大臣、いまの貯水池の堆積している石、砂利、砂等の除去、これによって価格の安定をはかるためには、長距離であろうと近距離であろうと、これはブルドーザーで一定の価格で販売する。販売というものを県にやらせるんです。公社なら公社、県の直接のものにする。民間にやらせない。民間は、これは採取業者として採取させるといふことにすれば計画的な採取ができ、そういう価格も安定する、盗掘、乱掘等もなくなるというふうになるかと思うんですが、これに対する考え方はどうであるかということ、それから通産省は砂利採取法で、これは商品としておれのほうの所管だとおっしゃっているけれども、その品物は、いま言うとおり、貯水池の土砂というものは、土砂というよりも砂利等は建設省が管理している、あるいは地方公共団体が管理している、これは民間に行なわせるから砂利採取法という法律によって規制をしますけれども、この法律のワケ内において公共性を持つ機関に行なわしめるというふうなことはどういう意見か。最初に通産省のほうで説明していただきたい。総括的な、これに対する対策は建設大臣から御答弁願いたいと思ひます。

○説明員(原野律郎君) 先生御指摘の点は、私どもにおきましても実は検討を始めたというふうなところでおるわけでございまして。ただ、御承知のように、砂利の供給体系というものは、河川、山、丘、海その他、いわゆる砕石、人工軽量骨材等々、数も非常に多い、種類も非常に多いもので

ございまして。こうした全体の体系をどういうふうにとらえていくかということは慎重に検討する必要があるというふうにご考慮をいたしております。

○国務大臣(金丸信君) 全国のダムを見渡してみましても、御指摘のように埋まっておるダムが相当数ある、私の承知しているダムの中にも相当あるわけですから、それを蘇生させるという意味から、これは貴重な御意見だと私は思います。十分検討させていただきます、こう考えております。

○春日正一君 公団、公営住宅の払い下げの問題、これは住宅政策の根本にかかわる問題なんで、時間も短いのですけれども、幾つか質問したいと思ひます。

で、一番先に、今度公団——公営もそうすけれども、特に公団住宅、バラ売りまで含めて払い下げをするというふうな方針が転換してきた理由です、そこを聞かしてほしいのです。

○政府委員(沢田光英君) これは主として公団の御質問かと思ひますが、公団につきましては、先ほど来説明しておりますように、私どもはいわゆる政策上の大転換というふうには考えておりません。いままで公団は賃貸住宅を供給し、片や分譲住宅も供給しておりました、この際、先ほど申しましたように、公団には収入の上限というものがございまして、都市労働者が入居されて、当初は収入の二〇%という家賃で出た、ところが、これがやばり十年、一五年たつうちに所得が向上してまいりました。それによりまして、家賃負担率というものが非常に低下してきて、そこで、いわゆる負担能力というものが片や出てまいります。こういう方々は収入基準がなくてそこをずっとおられるわけでございまして、収入がふえてまいりますれば、持ち家指向型というふうなところになってくる。それを分譲住宅というふうな、新たに建てますほうに優先的に吸収しておる、分譲住宅供給戸数の相当部分をこれに充てて優先的に賃貸住宅をあげ、ここを賃貸住宅の階層に供給して、こういうことをやっておるわけでございますけれども、その場合に、先ほど

来申しておりますように、住宅は非常に職場その他の問題で非常に地縁がございまして、そこにいたい、そこで持ち家のなすに傾向を呈しておる、どうしてもそこで持ちたいというふうな方がございまして、これは分譲住宅の制度の延長のような考え方、そういうふうな手法もあつてもいいんじゃないか、かようなことで実は前々からこういふ検討をしておたわけでございまして。その際、一棟単位が云々と——一棟単位でこれをという事態もございまして。一棟単位でございまして、管理上の問題も比較的割り切りやすい問題もございまして。しかし一棟単位でございまして、また希望者にこたえられる量もおのずからさらに制限されてくる。そこで一応今度のための条件といたしましては、いわゆるバラ売りというふうなことで三団地でためしてみまして、この条件でいけるかどうかというふうなことまで含めてためしの問題を扱い、それを検討の上で、さらにそれを手法としてのせるかどうか、こういう判断をしよう、かようなことであるが、計画を進めてまいりました次第でございまして。

○春日正一君 大臣の考えはどうなんですか。

○国務大臣(金丸信君) 私は、まあ、いま局長から申し上げましたとおりでございますが、この問題につきましては、あくまでも検討をするということがまず第一でありまして、東京、名古屋、大阪の公団の払い下げという問題につきましては、これはさきからきまつた話でありまして、それをたまたま記者会見で発言のうちに申し上げたというところで、検討しておるということについては何ら方針が変わつておらない。ただ私は、この問題はあくまでも検討の結果を待つということでありまして、検討の結果が悪ければ考えなくちゃならない、その検討を慎重審議してもらいたいというところで、建設省の幹部にも伝達をいたしましたわけでございますから、右から左にすぐあしたからやるぞというふうな考え方でないということを御理解をいただきたい、こう思ひます。

○春日正一君 新聞なんかの報道から見ると、だ

いぶん慎重になされたようだけれども、しかし私この間、衆議院のこの問題の質疑を、ちょっと行って聞いておたのですけれども、まあ理由として大臣は、持ち家を持つというのは人間の本能だから、何とかそれを満たしてやりたいんだ、こういうふうに言われたし、それからまあ局長のほうは、分譲住宅があるけれども、そこに長く住んだ人は移転しないので払い下げてやるのが親切なんだという趣旨のこと言われた。そこで、そういうことで三つの住宅がいま実験的に払い下げの対象としてあげられているわけだけれども、それがうまくいったら結局全部の団地ですね、それにバラ売り方式というのが適用されるということになるのですか。

○政府委員(沢田光英君) うまくいったらという話は、いろんな条件がついてどうかと思うのでございすが、たとえ最初から十年を経過したものとかが、いろいろございす。それからまた応募者がどのくらい実際にあるのかというふうな問題、あるいは管理上の問題、こういうものがございす。——で、直ちにそういうものがうまくいかどうかというのは検討を通じなければわかりませんけれども、ただいま大臣申しましたように、その結果を十分踏まえて、慎重にこれを進めていくという趣旨なんではございまして、すぐ全部にわたって一斉に全部売り払うというふうな基本的な態度ではないというところでございす。

○春日正一君 私聞いてるんでは、まあ、これがうまくいけば、十年以上経過した公団住宅で、一DKとかテラス住宅というふうなものは、これは除くし、あるいは道路が通るとか鉄道が通るといふ、都市計画上払い下げては困るというふうなものには除くけれども、あとのものには全部適用されるんだというふうに聞いたんですけれども、そういうことはやらぬということですか。——どこに歯どめがあるんですか。

○政府委員(沢田光英君) 十分慎重には進めるといふ話でございすけれども、これが皆さん方の御希望になつて、非常に好評である、うまくい

たということであれば、その十年後というところでございすれば、いま言いましたように、公団は十年経過したものをいまストックとして十万余持つております、そういうものの中から逐次対象を選んで、これを広げていくということになろうかと思ひます。あくまでこれはうまくいったという仮定のもとでございす。

○春日正一君 そこで、いま説明された理由からすれば全部ということにならざるを得ないのですね。持ち家は本能なんだと、持ちたいんだといえ、買いたい人には全部買わせてやらなければ、この団地の人には売らなければ、ここの賃貸住宅の人はいかぬということになれば、大臣の親心というものは通じないわけですから、道理からいっても全部に普及せざるを得ない、その思想からいえば、あなたの言うのも同じ理由ですわ。所得がふえてきた、そうしてそこに十年も住んでおつた、何年も住んでおつた、そこでそのまま買えれば移転しなくても済むから親切になるというなら、すべての団地に対してそれは適用せざるを得ない論理になる。慎重にやりますとかなんとか言つても、どこに歯どめがあるか。その心情から言へば、そういう心情的なものからだけ出発して住宅政策を論ずるなら、全部の住宅を払い下げるということにならざるを得なくなる、まあ、そういうことですね。

そうすると、私これ公団のほうからもらったんですけれども、四十七年度には三百二十二団地、十二万四千三百七十九戸が十年経過住宅、ところが、五十一年には四百七十一団地、二十二万二千六百七十三戸。現在の賃貸住宅のほぼ半分近いものがそうやって処分の対象にされちゃうということになるわけですね。そうすると、これ住宅政策の根本的な転換じゃないですか。そうすると、いままでは公営は非常にきびしく払い下げを規制してきたし、同時に、公団でも賃貸住宅は払い下げという方針はとつてこなかった。それを転換する、バラ売りでもするということになると、結局、公団の賃貸というものは、まあ、これから建てて

いくにしても公団で払い下げていけばあまりふえなくなる、場合によれば減つてくると、こういうことになるわけですね。そのところですね。つまり持ち家にとんかえていって賃貸を少なくするというのが政府の政策なのかどうなのか、そのところですね、そこを聞かしてほしい。

○政府委員(沢田光英君) 公団に限らず公営住宅まで含めまして、賃貸住宅は必要だけこれは確保する、これは新たな建設によりまして確保する、かようなことは変わらないわけではございす。したがういまして基本的な政策転換ではございせん。こういうふうな最初申し上げたわけではございまして、実は先生のいまおっしゃいました数字、公団のほうから出しておるわけではございすが、この十年を経過のものが二十万をこえるというところではございすが、十年経過したもの内容、入居されている方々の内容を調べてみますと、大半近くの方々が十年以上そこにお住みになっておる、あとのまあ半分程度のものがどんだんどん入れかわつて、いわゆるあき家率を構成しておる、こういうパターンを構成しております。私どもは、収入の向上しておりますものも、最初に申しました、ここに十年以上お住まいになっておる方々だというふうに思っておりますし、また、そこにずっと住まいたいという方々もその範囲の中の方々だと思ひます。その中でさらに普通分譲住宅でほかに移つてもよろしいと、移つたほうがよろしいというふうな方々、こういう方々があるわけではございすから、これがまた引かれるというところで、そこで希望するという方々の率というもののはかなり低い率と申しますか、先生のおっしゃるような対象は全部でございすけれども、その対象全部がそういうふうになるんだというところではなしに、賃貸が譲渡されるものはその一部分ではある、かように実は考えておる次第でございす。

○春日正一君 あなたの言っているのだいぶ違ふんですよ。住宅局長がそんなことで政策立てられるんでは大臣もえらい困るし、国民も困ると思う

のですよ。いま対象は上木崎ですね。これ公団から出してもらった資料によれば、二Kの住宅で十年以上住んでいる人が二九・二%です。五年以上十年未満が二五・一%、五年未満が四五・九%、つまり五年未満が約半数、それだけ流動しているのですね。それから二DKのほうは若干高くなつて五四・一%が十年以上というところになってゐる。それから千里園のほうでも二Kは二二・九%が十年以上です。もう一つの棟は、二Kで二一・三%、二割ちょっとぐらいいし十年以上住んでないんです。入れかわつてゐる、この数字で言へば、それから虹ヶ丘西、これは三Kで五〇%、だから住居条件の非常にいいところはわりあい落ちついているけれども、二Kとか、そういうところでは落ちついてないし、現に雑誌に発表されておる公団の調査でも、四十五年度の調査によれば、公団の住宅に、ここに永住したいと言つてゐる回答は一〇%です。越していきたくて言つてゐる人が五〇%をこえておる。これは「住宅」という雑誌に出ております。そうすると、あなたの言つてゐることは違ふんですね。金がたまつてそれは自分の家を持ちたいというのはだれでも持ちたいけれども、しかし、もっと条件のいい家を持ちたいということになつてゐる。そういうことなんですね。だから、その論は成り立たない、それが一つ。

それからもう一つ、大臣のあれもついでに、時間ありませんから私、言い添えておきますけれども、持ち家を持ちたいというのは、これはだれでもの希望ですわ。だれでもの希望ですけれども、実際に一生働いても自分の家を買えない、それだけしか収入がない、そういう人が勤労者の過半数、六〇%を占めてゐるんですね。そうして現に建設省からもつた資料によつても、いわゆる木賃住宅といわれるところに住んでおる人たちが、この人たちが全国で二百七十一万九千、東京都で八十八万、それで四十七年度では一年間に全国で十八万八千九百、それから東京都で四万八千、こういう住宅が新設されてゐる。しかも、その中には六

畳一間とか四畳半一間で炊事場も便所も共用というふうな世帯が東京だけでも六十万世帯もいるというふうにいわれている。そういう人たちはいま言われた二区でもけつこうだ。私、八王子の都営住宅へこの前、選挙のとき行ってみましたけれど、あそこ主婦の人たちはそう言っています。アパートに住んで、もう子供に大きい声で泣かせるのも遠慮しなければならぬ。だから、あそこは都営の二種ですわ。都営の二種に入つて天国に来たような気がすると言っている。そういう人たちの住宅をあなたの方どうするのか。買える人たちに買わせるということが先なのか、一番どん底で、ほんとに人間の生活も保障されないような人たちの住宅、入るところ、つまり貸し家ですわ、安い、それをたくさんつくるということが先なのか、ここが住宅政策の根本の分かれ目だと私は思う。大臣はどっちへ目をお向けになるか。

○国務大臣(金丸信) 私持ち家政策を推進することも必要だという考え方を持っておりますが、先生のおっしゃられるような、いわゆる持つに金なし、入るに入られぬという人がたくさんおるといふこの現今です。それは賃貸住宅をたくさんつくつて、まずその人にしてやるということは、これが政治だと、こう考えております。

○春日正一君 ですから、そういうことになれば、何も住んでいる人に払い下げるといふようなことをするんじゃないで、法律でできたところの賃貸住宅は賃貸住宅として建てる。むしろ国民の持つる比率からいへば持てない人が多いわけですから、賃貸の比率を、私もいままでも、まあ持ち家六、賃貸四というのを逆にして、賃貸六、持ち家四ぐらいにはするでもやたらどうかと、私どもも大きい比率にしないかと思つてきた。だから、いまでも賃貸が少なかったために、東京だけでも八十万という人たちは、特にそのうちの六十万という人たちは、ほんとに人間が住むとしては最低の条件のもとで住んでいる人があるというふうなときに、貸し家を払い下げるといふような

ことが許されるのか、もっと建てなければならぬのじゃないか、そうして買いたい人には、土地が安く手に入るような政策をやるべきなんですね。だから、私も、大企業が買ひ占めて持っている土地を、適当な値段で買つたときの値段にプラス金利に幾らかめんど見るくらいなことで提供させれば、相当安く提供できますよ。そうして宅地を保護してやり、あるいは住宅建設資金の融資もやるというふうなことで、その人たちに援助をして、自分で建てる分もふやすし、公団としても、それは分譲をおつくりになつてけつこうだ。しかし、賃貸をもつとふやさなければならぬ。とくに、なぜ払い下げというふうなことが出てくるか、そのあなたの思想ですね。単純に、持ちたいのが本能なんだからやると、持てない人のことが頭にない。長くいるから、所得がふえたから便利だ。そこら辺に、あなたの方がどうもそくささバラ売りというのを言ひ出したのには無理があるような気がするのですよ。

そこで、もう一つお聞きしたいのですけれども、こういう問題について、たとえば住宅地審議会というふうな諮問機関がある、そこに、ことしの二月に住宅政策の基本についての諮問を出しているわけでしょう。そこでこういう問題は論議されたんですか、そうしてどういふ意見が出たんですか、そこを聞かしてほしい。

○政府委員(沢田光英君) 二月に、いわゆる住宅政策の基本的な体系はいかにあるべきか、こういう諮問をいたしております。ただいまその作業を開始したところでございます。基本的には、あるべき水準、負担率、こういうものを軸に政策を検討していく、こういうことでございますけれども、実はその前に、この公団分譲の話は、昨年ニュースに流れたとき、ここでは問題になりませんでした。そのときにも実は二回ばかり審議会の席上で問題になっております。いろいろ議論がございました。しかし、そこでの結論ということではなく、そういうことの私どもの考え方なり何なり説明をし、それに対して各人の意見というものが交換されたということが終わっております。ですから、具体的にこの問題につきまして諮問というふうなことをしておるわけではございません。そこで、当然その基本的な問題には関連はしてまいりますが、私が先ほど申し上っておりますように、これは政策の大きな問題ではない、これは手法の問題だというふうには実は私も考えております。したがって、先ほど来御説明申し上げておるような、いわゆる分譲住宅の一つの変形の手法、許されたときの制度の中での手法というふうに考えておりますので、当然その住宅地審議会の中でも、これに関連したものは出てくると思ひますけれども、そういう意味では諮問をしてない、また議論もそこまで煮詰めていない、かようなことでございます。

○春日正一君 手法の問題だとあなたは言われるけれども、私がさっきも言つたように、とにかく公団賃貸住宅の現在の数の、五十年になれば、約半分に当たるくらいなものも少なくともバラ売りの対象になる。そういうことになれば、賃貸住宅がそれだけ減つていくわけですから、これは住宅政策の、さっき言った賃貸と持ち家をどの比率でやっていくかというふうな問題の根本にかかるといふ問題です。しかも、その意味では、単に手法の問題だなんて言つて逃げられるような問題じゃないでしよう。大体、公団住宅というのは、土地収用法で土地収用できる権限を持ったような、実際に収用したかしないかは別として、というふうな重要性を持った建物です。それを、賃貸住宅として建てたものを、ちよつとふところを豊かになつたから十年たつたら払い下げますというふうなふうに変えることを、単なる手法の問題として考えるところに私は問題があると思ふ。決して手法の問題じゃないと思ふんです。私は時間がないから先へ進みますけれども、持ち家が人間の本能だとか、あるいは買ひ金ができてきたからというふうなことを賃貸住宅払い下げの理由にすることは、これは妥当じゃないと思ひます。さっき言ったように、むしろ賃貸住宅の拡大の必要がいろいろの面から大きくなつてくる。たとえば土地の事情からいっても、公営にする公団にしろ、この三大都市圏、特に首都圏では非常に土地の入手が困難になつて団地が建てられなくなつてきている。あるいは地方自治体のいろいろな関係もありますけれども、そういうふうな状態になつてくる。だから、どんどん払い下げたつて、あととどろん建てられるかといつたら、そういう状態にないわけでしょう。そういう条件もある。しかも住宅難は、さっきも言ったように深刻になつてきておるし、あるいは労働力の流動化という面から見ても、賃貸住宅というものが絶えず準備が準備されてなければ、労働者が転動するというような場合に、非常に困難を来すというふうなことになるんだし、それから都市計画上からいっても、権利が零細化するということによつて、そこにスラムを固定してしまふ、改造が困難になるというふうな問題が出てくる。それから投機の対象にもなるというふうな問題もあるし、同時に、バラ売りというふうなことになるれば、管理上の問題も出てくるし、住民の自治というふうな問題も出てくる。これはさっき公団総裁は、公団もたくさん住宅をかかえるようになって、管理上、手一ぱいになつてきたようなことを言つたけれども、そういう状態のもとでバラ売りして、管理がますます複雑になることが望ましいのかどうかというところになれば、当然問題があると思ふ。私もその中の幾つかの問題について質問してみたい。

そこで一つの問題は、こういうことが、先ほど田中さんも言われたように、国会にはからずに行われるのかという問題ですね。これは法律上の問題が一つあります。たとえば公営住宅法第一条、目的「住宅に困窮する低所得者に対して低廉な賃貸で賃貸することにより、云々と、安い賃貸をつくる」といふことで、所得の上限まできめて制限しているくらいなんです。賃貸です。これの払い下げを緩和するといふような問題になつてくると、これは重大な問題になつてくる。二十四条では、だから払い下げの場合には「耐用年限の四分の一

を経過した場合において特別の事由のあるときは、建設大臣の承認を得て、「云々と、こうなつて、例外として払い下げが認められておつて、公営というものはあくまで貸し家だと、しかも先ほど私の言ったように、自分で家を持たない低額所得者に対して公共体が行なうサービスとしての貸し家なんだというたてまえになつてゐる。そういうものを恣意的にワタをばげて払い下げをする、これはあとで時間があれば聞きますけれども、この通達の中身をどう考へてゐるかという問題は、そういう問題もあるし、それから住宅公団にしても、住宅の不足の著しい地域において、住宅に困窮する勤労者のために耐火性能を有する構造の集団住宅及び宅地の大規模な供給を行なう」というふうなうに、業務の範囲として「住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと」になつてゐます。これがずっと書いてあるから、あなたはさっき言ったように、賃貸住宅を売却してもいいというふうに解釈できるみたいに言つてゐるけれども、そうじゃなくて、住宅公団法の施行規則の中の第十五条でいへば「公団は、特別の必要があると認めるときは、建設大臣の承認を得て」「譲渡することが出来る」というふうに、やはりこれは例外行為として賃貸住宅の譲渡というのは規制されてゐるんですよ。そういう規定をきちんとしてあるものを、その法律なり省令なりを動かす、つまり国会にはかつて変えていくということをせず、一つの役所の判断でもってワタの伸び縮み、かつてな解釈ができるということになれば、これは法の權威を非常に低くすることになつてしまふ。そういう面では、これはあなた方が単純に都合がいいからどうのということでもできるもんじやない、これが一つある。

もう一つは、公団の問題にしても、住宅五カ年計画にしても、賃貸を何戸あるいは分譲に何戸というふうな形で、やはり国会でも報告もされ、審議もされて承認されておることですよ。それを途中でいふなりバラ売りもけつこうというふうなことでもって変えられてしまつたらどうなるか。公団の總裁にお聞きしますけれども、そういう形で十年以上上つたものをどどん払い下げていくということになれば、大体東京都内のもので一番先にそういう状態になつてきます。首都圏周辺のものは、新しいものはだんだん遠くなつていきますから。結局、理想的に払い下げができた場合には公団は都落ちをするということになると思うんですけれども、それが公団の任務なり運命としてあり得るものだと考へておるのか、それとも、まさにこの住宅難の東京で、あるいは首都圏、こういうところでこそ住宅難緩和に役に立つのが公団の任務だと考へておいでなのか、そこらどう考へてゐますか。

○参考人(南都哲也君) 公団といつたしましては、もちろん住宅難のはなはだしい地区、すなわち三大都市において賃貸住宅を管理していくということがいまだ最も大きな使命であり、今後その使命については何ら変わりはないと思ひます。

○春日正一君 そこで、いまの法律上の問題と、それから道義上の問題で、政治上の、つまり国会にこういう形で、公団では分譲これだけ、賃貸これだけというふうな報告してつづけてきたものを、途中でがらつと変へてしまふという道義上の問題を含めて大臣はどう考へておられますか、ばくは大臣に考へを聞きたい。

○国務大臣(金丸信君) 当然、国会優先でありまして、国会に附れていろいろなことをやることはできないというものは当然だと私は考へます。そこで、一応こういう問題につきましてはまだ検討中というところで、実際問題新聞にえらく大きく書かれたわけでございますが、書かれたほど話が進んでおるわけではございません。慎重に對処して結論が出ましたら国会に報告いたします。

○春日正一君 そういうことでまだきまつてないと言ひけれども、これはきまつてしまつたらたいへんなんですよ。きまつてしまつたら議論がされなかならぬし、そして公団に住んでおる住民にアンケートをとるなり何なりして意見を聞くとか、あるいは住民組織である公団自治協だとかあるいは公団の従業員の組織である労働組合とか、こういうところの意見も十分聞いて、そういう上での結論を出さなかならぬ。そういう意味で私、問題点をひとつ進めさせていただきます。管理上の矛盾の問題にしても実際どういふことになるかとすると、修繕とか共同施設の利用、そういうものが一そう複雑になつてくるんですね。たとえば例として、ここでこういうものがありますわ。「KEY」という新聞——団地にただで配布する新聞らしいですけれどもね。それで見ると、「賃貸分譲併存団地の悩みが顕出」と、「進まぬ補修工事」ということで「横浜市西区にある花咲団地——賃貸三十一戸と分譲五十七戸の賃貸併存団地です。」そして「ずつとて」「公団が管理を委託してゐる唯一の分譲団地で、公益費業務は賃貸と同様に横浜営業所が行つてゐますが、団地全体あるいは棟全体に關係する補修がスムーズにゆきません。原因は「戸数に応じた費用負担が原則となつてゐるためで、営業所が修繕周期に応じた計画を立てても分譲居住者の同意と負担がない限りは実施できず、どうしても工事が遅れてしまふ」といふようなことになつてゐるんですね。現にこのようないふことがあるわけですから、そういうものをもよく研究しなければならぬだろう、こういうふうな状態になつておるわけですね。そして、こういう問題については労働組合のほうからも意見が出ておるわけですね。たとえば總裁あてにも出ておるし、各政党にも出ておるけれども、「住宅政策の面から見ても、その発想の点から見ても、法的に見ても、入居者の側から見ても、さらには、住宅公団で働く労働者の側から見ても、多くの根本的な問題をばらんでゐる」といふふうに言つて、①、②、③というふうなあげてゐます。「住宅建設戸数の減および、その中での賃貸住宅の減と分譲住宅の増という住宅政策の基調の変節を背景に行なわれる」といふように、私がさっき指摘したように、住宅政策の流れがここで変わるということ、を非常に心配してゐる。「十年以上上つた住宅のうち、一定の条件を備へたものを払下げるといふ方

針は、確実に公団住宅の切り捨てを意味するもの」になるというふうにも言つて心配しておる。こういう点でどうですか、總裁は労働組合と、申し入りがあつただけけれども、話し合ひはされたんですか。

○参考人(南都哲也君) 組合との問題につきましては労働担当の理事がおられて、その問題については担当者で話をしておるわけでございます。ただ、現在の試験的の云々という問題は実験途上の問題でございまして、まだ何ら結論が出ていない、一体どれだけの希望者があるのか、それから管理についてその結果どうなるのか、何にも結論が出ていないわけです。そこら辺の問題があまりまずから、われわれのほうとしては、そういう一連の——いま花咲団地の事例があるとおっしゃいましたが、これは確かに全国唯一の前例でございます。

○春日正一君 うまくいってない。

○参考人(南都哲也君) それがうまくいってないことを重々承知でございますので、それにどのように対処していかれるかという問題をどうしても詰めなさいいけない、そして自信を持たなければ公団としてはなかなか踏み切るべきではない、こういうふうな状態になつてゐるということ、を組合側には説明したわけでございます。

○春日正一君 局長も大臣も、いま私の読んだところと公団總裁の答弁、これはよく腹に入れておいてほしいと思ひます。そういう前例があつてうまくいってないんだと。そして、そういうことを總裁は頭に置いてこの問題は考へておるといふし、労働組合とも話し合つていかれると思ひます。管理上にも問題がある。特にそういうものだけでなく、たとえば持ち家の者と賃借りの者とがまじつて住んでおられるいろいろな面で条件が違ふから、いままでは仲よくやつてきた者が反目が出てくるようなことにもなる、そういう意味で住民の自治をこわしてしまふような結果にもなる。だから、そういう点をあなたの方考へておられたのかと

うか、いまの話だつて初めてでしよ、花咲団地、知っていますか。

○政府委員(沢田光英君) 花咲団地の詳細は知りませんが、そういう団地がありまして、ある程度の情報は私知っております。そういういろいろなことがござりますが、いま総裁が言いましたような問題のつかまえ方をしまして、それによって対処していく、かような計画を立てた次第でございます。

○春日正一君 それで、もう一つ問題は、これはほんとうは都市局長もいれば一番いいと思うんだけれども、そうやって団地を払い下げた場合、当然これはいま対象になっているものももう相当古いもので、私どものほうで行って住んでいる人に聞いたんでは、こんな古いの買ったつてしようがないと、修繕代と税金がかかってやりきれない、うんと安ければ買ってくれる、というようにことなんだけれどもね。そういう古いものがだんだん陳腐化していくのは当然ですね、十年、二十年たてば、いまは相当なものと思われているやつも陳腐化していくのは当然ですわ。そういう場合に、これを建て直すというのに、一体バラ売りで分譲とまじっておたらどうという手法がとられるのか、あなたの方どういう手法でその問題を解決していくというふうに考えていますか。

○政府委員(沢田光英君) かなり将来にはそういう問題が起こるかと思ひます。ただ、私どもはまだそこまで想定しておりません。と申しますのは、現在の公団の団地と申しますのは、都市計画的な水準から申しまして相当環境的には高い水準にあると思ひます。そこで、あの土地利用計画からいきますと、日照問題もございせんし、緑もちゃんとございせん。そういうことで、あれを再開発をするというのはいささか先の話であらうというふうに考えておりました。私どもは、そのときにはそのときの手法があるだろうというふうに考えますが、それが具体的にどういうふうなものであらうかというところは想定はしておりません。

○春日正一君 そこで、問題は、あなたのか

なり先というのは何年先か知りませんけれども、この対象になっている三つの団地というのは、二Kとか二DKというふうな、もういまでは陳腐化した、そういう状態のものでしよ、いまでは。

そうして、あなたは一年か二年局長をつとめられれば栄転されるからそれでいいけれども、住んでいる人はそういうわけにはいかぬ。当然、陳腐化して行く。都市計画から考えて、コンクリ住宅を考へる場合には、やはり三十年、五十年という耐用年数というものを、七十年というものを考へておるのだから、そういう先まで当然考へなければならぬわけでしょう。そういう長い先まで考へたものが、いま言ったようにバラ売りで、個人の所有の部屋もあり、賃貸の場合もあるというふうな状態の建物になった場合、これを建てかえようということが将来、といつても、これはあなたの局長時代にはないだらうけれども、これから十年、二十年先には当然出てくる。その場合どうなるか。そこでやはり住宅政策というものは考へなければいけないのでしよ。どうですか。

○政府委員(沢田光英君) 私は相当先だというふうに感じております。それは、公団の住宅は確かに小さい、古いものほど小さいというものはございす。ただ、それがいろいろな状況が入れかわり立ちかわり流動している、そのときに、小さい住宅は小さい住宅なりにやはり効用を果した時代がまだ相当あるかと思ひます。それからまた、そこで持ち家になられた方は、それはやはり相当先を考へて定着するといふようなことでございすから、一応、土地利用からいへば都市計画的な水準の相当上のほうでございすから、そういう意味からいつても再開発といふことはまだまだ先の話だらうと思ひます。

○春日正一君 いつごろまでですか。

○政府委員(沢田光英君) それはちょっと私もわかりませんが、耐用年数が相当ございす。それからああいふところにいたしまして、いまの土地利用計画が陳腐化するといふときには必ずそういう問題が出てきようかと思ひますけれども、そ

れはまだまだ遠い先であるといふふうに感じております。そして、それが来た場合には、そのときまでやはり管理組合体制があれば、その中でどういふふうに話し合つていかれ、どういふふうに進んでいくかという問題がその時点で、その社会背景でまきまきっていくのだからといふふうに考へます。

○春日正一君 そういうことで、あなたの方この問題についてはほとんど研究も何もしてない。それでばつと発表してしまつて、とりあえず実験してみるといふ態度でやつておいでになるけれども、住宅政策といふものはそんなことじゃいけないと思ひます。もっとしっかりと研究もし、そして人間が落ちついて住めるようにつくつていく必要があるのだ、その点では、あなたの方のほうはほとんど考へてない。つまりスラム化していく危険があるという問題、そのときには手の打ちようがなくなるといふことは考へておいでにならないといふことははっきりしたから……。

その次にもう一つ、投機の問題ですね、払い下げの問題も当然、投機が起こると思ひます。す。たとえは、払い下げた、非常に安いから、まあ、こんなところに長く住むつもりはないけれども、買ったと、そしていい値が出たら売つてよそのもう少し条件のいいところへかわつていったといううな形で転売なんかがどんどん起こる。そういうことのために事務というものは相当非常に大きなものになるし、公団の職員の労働というものはずいぶんふえると思ひますけれども、そういう問題もあると思ひますけれども、同時に、そういううな問題について建設省としては研究して、どのくらい人が定着しておるかといふことを調べたこととありましか。

○政府委員(沢田光英君) 分譲住宅の話でございすか。

○春日正一君 分譲でも、いままでそういう払い下げたもので、分譲の場合はわりあい落ち着いていましてしよ。しかし、払い下げた、都営でもいいし何でもい、払い下げた場合ですね、賃貸

住宅といふようなものを。そこに、あなたは越さずに住むと言つていられるけれども、落ちついていられる率といふものはどのくらいかといふことを当然あなたも、それをやるなら責任をもつて調べていなければならぬはずでしよ。

○政府委員(沢田光英君) 公団住宅の話でございしましたので、ちょっといまデータを——公団と公営とちよつと話は基本的に違う点はあるかと思ひますけれども、公営住宅のいまの数字はちよつといま調べておりませんので、後ほど御報告させていただきますが、公団住宅はいままでそういう例はないわけがございまして、いいて言ひますれば、先ほどの分譲、賃貸にかかわらず定着率の話かと思ひます。私が先ほどちよつとおしかりを受けた、いわゆる半分近くという話は、これは公団の全体の中での二DK以上のもの、この昭和四十五年の公団の調査によりますと、公団全体で二DK十年以上のものについて十年以上住んでおるもののおおむね半分近く、かような結果が出ております。しかし、三団地につきましては、先生のおっしゃることは正確だと思ひます。そういうことで、一応私どもは、まず先生の御趣旨は投機の問題だらうと思ひます。投機は、いわゆるその場で売るといふようなことでございすから、趣旨は、そこに地味がある人がそこで安住してもらいたいといふことでございす。投機がこれによって起こるといふことは、これは全く私どもは考へないし、また、こういうものは絶対に起こさせないといふ立場に立つべきものだと思います。そこで、具体的にはどうするかといふ、こういうことになるかと思ひますが、現在、公団の普通分譲住宅におきましては、割賦期間中か、あるいは一時償還の場合でも五年以内には販売禁止といふことになっております。今回の問題は、これはいろいろ普通分譲住宅と違う状況がございすし、さらに、社会的背景も最近の状態は、普通分譲住宅の制度をきめた時代と違ふと思ひます。そこで、これは評価をして投機を防ぐといふ対策を契約の中に入れないか。それは販売

禁止の年限を長くするか、あるいは転貸禁止とか、そういう条項を十分検討いたしまして、極力そういうものは押えるというに私どもは考えておる次第でございます。

○春日正一君 この問題出てから東京都で追跡調査をやった結果だと——建設省の指示で、東京都は二十七年から四十四年まで四千三百四十七戸の木造平家建て住宅を民間に払い下げておられるけれども、これを追跡調査、五つの団地についてしてみたとところが、三十八年に払い下げた品川区の大井伊藤町第二住宅では約四割が転売されている。そのほとんどが小さな工場になっておった。中には、一戸当たり販売価格は平均二百万だったけれども、三年後には千五百万円で売られておったというようなケースもある。それから練馬の大泉学園第三住宅、ここでは平均面積が二百三十平米というような、わりあい広いものだから、一戸分の敷地に五棟の二階建ての商店が建っていたというような形で、だから払い下げられたものが、その払い下げた人に長く住んでもらうというふうな目的に使われず転売されて、そうして金を手に入れたよそに移っていくとか何とかという形に使われておるといのが、この東京都の都営住宅の払い下げの追跡調査の実績です。あなた方もこういう調査をやらなきゃならぬし、やって、絶えず国会に資料を出してもらわなきゃ困ると私は思う。しかし、今回の場合は、何にも資料がない。話は、これから考えながら研究して進めるんですからというのでありますから、もうそれ以上押しようもないわけですね。

そこで私は言っておきますけれども、さっき田中さんもおっしゃいましたが、とにかくあの大きな間がほとんど筆をそろえて、それはだめだと、やめろというのを言っておるし、労働組合も反対しておるし、それから、住んでおる住民の機関である公団の自治協なんかも、これについてはいろいろの理由で反対しておる。そうして住宅政策の根本から見ても、先ほど来、私が指摘したような問題があるんだから、これはやっぱり撤回して、

もっと根本的に住宅問題——土地問題も含めての住宅問題というのに取り組むのがいまの急務なんじゃないかというふうに私は思うんです。大臣はさっき、その点は慎重にやってくと、わしのいるとき必ずしもきめるとは限らぬと言いましたから、私はそれ以上にはあしきませんけれども、しかし、いま言ったように、問題が幾らあってもちつとも解決されてないし、調査もされてない。そういう意味で、この問題は一応引込めて、そうして住宅問題そのものとしても真剣に考える方向をとってほしいと私は思うんですが、その点について大臣の所見をお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。ただし、これ進行中ですから、やはりこの後の進行の事態に従って、この間を何回でも聞きますから、これで終わったということじゃありませんから……。

○国務大臣(金丸信君) ただいま先生からの御指摘の点につきましては、十分に世論の動向から、また御指摘の点等を十分踏まえまして検討していく、ことに、住宅政策はいかにあるべきかという諮問の最中でもありますから、この結論も得ることとありますから、それとらみ合わせながら検討してまいりたい。あわせて、あせらずやりたいたいと思っておりますから、御理解いただきたいと思っております。

○委員長(沢田政治君) ただいまから休憩に入ります。午後一時七分休憩。

午後二時九分開会
○委員長(沢田政治君) ただいまから建設委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き調査を続行いたします。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○喜屋武眞榮君 私は国有林材の払い下げにつきまして、去る五月十日の当委員会での次のことを林野庁に尋ねたわけであります。沖繩の復帰前は熊本宮林局管内国有林から国有林材を特別払い下

げをしてもらっておった。ところが、それが復帰後になりますと、これができなくなったわけなんです。それで、ぜひ復帰前と同じように国有林材を払い下げをしてもらいたたい、さらに沖繩の開港からしますと、復帰前以上に量的にもふやしてもらわなければいけない、こういう要望をいたしましたところ、即答が願えませんでした。まあ一週間後の当委員会、一番早い建設委員会において回答するということ約束があったわけでありまして、その後十分検討されたかと思いますが、その検討された結果の回答をお願いしたい、こう思います。

○説明員(平松甲子雄君) 先般、喜屋武先生からお話があった際に、現地の事情が十分判明いたしておりましたので、延ばしていただいて恐縮に存じます。

その後、調査いたしました結果、沖繩が、従来、復帰前に外国扱いになっておりました際には、国有林といたしましては、輸出向けに木材を販売するということもございまして、沖繩向けの輸出につきましても、鹿児島、宮崎、熊本県下の地元製材工場に沖繩向けの輸出材として払い下げをいたしておたわけでございしますが、沖繩「琉球」の復帰に伴いまして、輸出でないということになったものでございまして、ただいま先生が御指摘のような事態になったわけでございします。

で、復帰になりましたら、木材の需給関係につきましましては変わらないうわけでございしますから、やはり何らかの手当てを必要とするだろうというふうな私どもも考えておりました。その関係の検討をいたしておたところでございしますけれども、沖繩県における木材需給の安定に資するために、四十八年度におきましては、熊本、宮崎、鹿児島、各県の地元製材工場に對しまして、沖繩へ販売をするということとを条件にいたしまして、国有林材を供給することになったといたしまして、その三県と、それから沖繩県と両方、出荷と荷受けになるわけでございますけれども、そのおのにおに窓口ということ、組織を整備いたしましたして、製材品の円滑な流通をはかっていくというふうなことを

で、ぜひ指導してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 いま基本的な態度が述べられましたが、もう少しこの内容に立ち入って、具体的にその話し合われたことを述べてもらいたいたいです。

○説明員(平松甲子雄君) ただいま、ある程度具體的なところまでお話を申し上げたつもりでございますけれども、大体まあ復帰以前におきまして、沖繩に對しましては、沖繩向けの輸出ということ、二万立米前後の材を輸出用として地元工場に販売をいたしておたわけでございします。で、四十八年度につきましても、先生御指摘のような事情もございしますので、約二万立方メートル程度の国有林材の供給を行なうということにいたしました。その供給の相手方といたしましては、熊本、宮崎、鹿児島各県の地元製造工場に對して、沖繩に對する販売を条件として原木を供給するということになったといたしまして、その三県におのの出荷の組織を整備すると同時に、沖繩のほうにも荷受けの組織を整備していただいて、流通に円滑な流通をいたしまして、出荷、荷受け両者の間に円滑な流通がはかれるように営林局として指導するということ、対処してまいりたいというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 いま二万立方メートルと、こうおっしゃいましたが、この二万立方メートルを押えられた根拠はどこにあるのか。
それから、しろうとでわかりませんが、二万立方メートルという、ちょっと具體的にはどの程度の量になるか、かいくく想像が付きませんが、もし、その点、具體的に、たとえば、何トントラック一台にして、これがどれぐらいたの数になるのか、あるか、それが聞きたいのですけれども……。
○説明員(平松甲子雄君) 二万という数字は、従来四十五年度に二万立米、四十六年度に二万立米、四十七年度に二万九千立米というふうな形で販売をいたしておりましたので、その従来の実績を尊

重するという立場でございます。

熊本官林局の伐採量でございますが、御存じのとおり、国有林材につきましては多少過伐の傾向にあるというふうなこともございまして、三十九年をピークに伐採量を減らしてございまして、熊本官林局につきましても、昭和四十七年度に二百六十八万立米の伐採を予定しておたわけでございすけれども、四十八年度につきましてもそれを二百四十七万五千立米と約一割程度落とすというふうな形で、木材、官林局における国有林材の供給が約一割落ちる。その中で、沖繩につきましても、四十七年度よりは千立米ばかり多い二万立米というところにいたしましたわけでございす。二万立米を具体的な案で説明しろという御要求でございますが、丸太にいたしまして、六トン積みのトラックで二千台分というふうに御理解いただいでけっこうだと思ひます。

○喜屋武眞榮君 そうしますと、いままでの実績に合せて二万トンということですが、これから必要によつてはなおふやしてもええる可能性もあるのでしょうか。これが第一点。

もう時間もないと思ひますので、まとめて……その木材の種類は限定されておるかどうか、どういふ木材の種類がおもになるか。

それから第三点、その販売価格は市価との関係はどうなるのであるか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○説明員(平松甲子雄君) この量をふやせるかどうかというお話でございますが、先ほども御説明いたしましたように、官林局の伐採量自身が一割減つておるといふような中でございすから、なかなかむずかしい事情にございす。沖繩が復興いたしましたし経済的に変動しておるといふこともございすので、一般の民有林の製材、民有林の材のほうにつきましても、沖繩総合事務局と連絡をとりまして、私どものほうでは輸入材の供給につきましてもいろいろ指導することができるとございす。そちらのほうともあわせまして、適当な措置をとつてまいりたいというふう

考えるわけでございます。

それから樹種は何だというお尋ねでございますが、これは主として杉でございます。

それから価格はという価格であるかというお話でございますが、国有林から販売いたします材につきましてもは時価によるということが会計法で定められておるわけでございすから、その原則に従つて販売をいたすわけでございす。ただ、できるだけ国有林をわざわざ沖繩向けに販売するという趣旨を生かしまして、適正なる価格が実現するように、先ほど申しました組織を通じて指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 もう一点です。

いまさき述べられたこの需給方式ですね、需給方式は、これは現地沖繩側とも合意の上、あるいは鹿児島等三者ですね、合意の上のことかきめられておるのであるかどうか、その点をお聞きします。

○説明員(平松甲子雄君) 先ほどもお話を申し上げましたように、沖繩県はほかに荷受けの窓口をつくつてもらうということにございまして、これは当然、沖繩県なり、あるいは総合事務局なりというところとの連絡の上で処置をされてまいらうと思ひます。

○喜屋武眞榮君 そうしますと、もうレールも敷かれたし方針もきまりましたので、あとは現地側から要望があればいつもそれに応じてもらえる、こう受け取つてよろしゅうございすね。

○説明員(平松甲子雄君) ただいま申し上げましたように、出荷いたしますところの熊本、宮崎、鹿児島三県の出荷の体制の整備と、沖繩のほうの受け口の整備というものができましては、いま先生おっしゃるような形の供給は可能であるというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 じゃ、わかりました。ぜひ、ひとつ、いまの御計画のとおり、そして、いまの需給方式でスムーズに現地側の、沖繩側の要望にこたえて流してもらふように、実現してもらふように重ねて要望申し上げて終わりたいと思ひます。

○委員長(沢田政治君) 道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○田中一君 せんだつての委員会が十九兆五千億の財源措置について質問しておいたんであります。私は第六次五カ年計画と比較いたしますと、質問の要点としては、特殊財源というものが伸び悩みになる。したがって、これに対する財政措置をとらなければならぬ。それには計画的に、この計画案につけてこういう財源措置をとるんだというところにならなければ、もはや第七次五カ年計画の仕事はやつておるわけでありますから、その点を明確にしてほしいと、こういう要求をしておつた。一応これは公式な発言じゃありませんけれども、四十九年度の予算措置の場合にこれを決定すると、いわゆる国の諸税の問題と比較しながらこれをきめるんだということを言つておりました。しかし計画を出していなから、財源的な措置が明確にならぬということ、これはあり得ないことなんです。もしもそうならば財源措置を付けてもう一べん出し直しをするということにしていただかぬとこれはわれわれ困るわけです。きょうは大蔵大臣来て、はっきりと、どういふ増税かあるいは新税を設けるか、あるいは国費を、もつと一般財源を投入するか、どちらかの方法をとるということを言明してもらふと進まないわけでありす。それで現在考えられておるところの建設省の考え方、これを伺つておきます。

○政府委員(菊地三男君) ただいまの先生のお話、ごもっともでございます。五カ年計画をきめるのに財源がついてなければ御審議できないというところでございますけれども、実は五カ年計画につきましても緊急措置法が通つておりませんので、その内容につきまして先般閣議了解を得てございす。その閣議了解のときに、財源問題については次の予算編成時までにきめるんだというこ

とでございますので、いま考えていることは何だと言われましても、いろいろな検討はいたしておりますけれども、ここでこういうふうなものをこするんだということが実は申し上げられないんで、たいへん恐縮でございます。これは緊急措置法によりまして、五カ年計画は事業量というものをきめることになっておりまして、必ず財源をつけるということに法的にはきめられておりませんけれども、ガソリン税というふうな道路の特定財源、そういう税財源が充てられるということから、これは密接不可分なものでございすので、たいへん、そういう意味では、いま申し上げられないのは残念でございますけれども、たとえば昭和四十八年度につきましては一応一般財源を……とふやしまして、これは対前年比の伸びが一・五七倍というふうになっておりますけれども、そういうことで一般財源を投入して、四十八年度というものの計画が立つておるわけでございす。

○田中一君 それじゃ、大蔵大臣来るまで待つてましよう。

○委員長(沢田政治君) 速記中止。

〔速記中止〕

○委員長(沢田政治君) 速記をつけて。

○田中一君 これは愛知さんの耳にも入つておられると思ひますが、第七次五カ年計画の道路整備事業であります。十九兆五千億という、六次から比較すると倍近い大規模な事業量なわけなんです。そこで、政府自身が考えておるこの財源の問題についてですが、むろんガソリン税その他の税の収収の伸びは相当鈍化する。したがって、六次で行なつたような、計画されたような税収はないという見込みのもとに、この法案提出の前に閣議了解を経て四十九年度の予算編成の際までに財源措置を考へるということになっておる。それで、われわれは、この計画というものが生活道路というふうな性格を変えたものである以上、大いに歓迎すべきものと考えておるわけです。そこで、前回の委員会での不足財源というものの、見込まれる不足財

源というのは、一般財源でこれは補うのか、あるいはガソリン税の増徴——増徴というよりも税率の改正によるもの、あるいは重量税の税率の改正によるもの、あるいは道路法にはあります受益者負担という新税をつくるのではないかな、財源の考え方について伺ってあるのではありませんか。ところが、これはどこまでも政府としては四十九年度予算の編成の際に固めるということはいまも答弁しておるのですが、しかし、それではわれわれは納得できないのです。常に、いままでの事業計画の中で膨大な計画を持ちながらこれが実現されないものもあります。なるほど数字だけは合っておりまうけれども、実質を伴っておらぬという数字の計画がたぐさあるわけでありまう。そこで、たとえばガソリン税はあと二〇％増税をして増収をはかるのだ、この原資を求めるとか、いろいろな考えがあると思うのです。これを明らかにしていただきたいのです。ただ、計数でありますから、はじき方いろいろ問題もあるから、大体においてガソリン税をあと現行法から二〇％増徴する、こういうような方針なら方針のように明らかにしていただきたいのです。御答弁願います。

○国務大臣(愛知揆一君) 一つもつともな御質問で、新道路五カ年計画策定に際しまして、なるべくすみやかにその財源措置の考案をしなければならぬと考へておるわけでありまうけれども、具体的に何税をどうとしようというところまで実はまだ結論が出ておりません。ただいまもお話がございましたように、従来の計画に比べますと計画の規模が一・九倍でございます。それに対して揮発油税等のいわゆる特定財源だけで勘定いたしますと、収入の伸びが鈍化しているというふうな状況からいまして、特定財源が一・二倍しか見込まれないわけでございます。したがって、現行制度を前提にしますと、かなりの財源不足が見込まれる、これは御指摘のとおりでございます。したがって、このままではいけません、一般財源に対する依存度が非常に高くなるわけでございますけれども、一般財源だけでまかなうということにつ

いては、現在までの考え方もそうでございますけれども、相当の受益者の負担とか、あるいは公害対策というふうなことを考えれば、原因者に負担をしてもう考へ方とかなというふうな、やはり特定財源を相当充実しなければならぬ。それから、たとえば有料道路等につきましても、民間資金の導入、あるいは自己財源の充実といったようなことも考へたい。要するに、多角的に財源措置を考へたいと思つて鋭意たゞいま勉強中でございます。

で、十九兆五千億円の中で、数字的に申しますと、国費の所要額が全体で約六兆九千二百億円と見られるわけでございますけれども、いま申しましたような傾向からいたしますと、その中の特定財源が四兆八百億円、残り二兆八千四百億円というものが、かりに一般財源ということになりますと、一般財源の比率が四割一分にまで大幅に上昇いたしますし、特定財源の比率は五九％まで低下するようになつてまいりますので、そうなつては全体の構想がいかがかと思ひますので、実は率直に現在としての政府の考へ方としては、こういう方法もある、こういうこともあるということ、たとえば特定財源につきましても、揮発油税の税率の引き上げ、それから石油ガス税の税率の引き上げ、あるいは地方の負担になる分につきましても、地方道路税の税率の引き上げとか、あるいは軽油引取税率の引き上げとか、いろいろの方法を具体的に考へておきまして、これはある程度さつぱらんに、中間的な考へ方も御披露、従来もしておつたかと思ひますわけでございます。同時に、来年度については例年よりも非常に早いわけでございますけれども、来年度の税制の全般的改正をいま手がけ始めておるわけでございます。それらとの関連を見まして、できるだけ早急に——一般財源への依存度は現在の程度で、特定財源がどうやってひねり出せるかというところについて、できるだけ早く、大づかみでもいいですから結論を出したいと、こうして現在鋭意勉強中である次第でございます。どうしてもこの新道路五カ年計画は、

政府としても決定をし、あえて公表もいたしておるわけでございますから、この完全施行ということは何としてもやり遂げてまいりたい、こういうふうな考へ方でありまう。

○田中一君 それじゃ困るんです。それじゃ、もう来月になればつづつ四十九年度の予算編成にも原案は出さうと思つたのでありますから、その後にお出しなつたらどうですか。十九兆五千億が不動のものであるならば、その裏づけを考へるのは当然なことだ。したがって概算でもいいから、たとえばガソリン税はあと二〇％増徴するんだとか、どれを何％こう上げるんだとかというふうなことで、概算が出てくると思ふんです。国費を昨年度並み、前年度といつても、第六次並みに押さへようとするならば、当然、税制の改正を考へなければならぬ、いまおっしゃるとおりです。ある特殊な新聞であります、ガソリン税は現行法から二〇％値上げするんだというものが出ておりまう。これはおそらく建設省関係でそういう一つの構想を発表したものだとは思ひつてゐるのですが、まあ物値を上げることが好きな政府でありますから、当然そこにしわ寄せを持つてくるのではなからうかと思ふのであります。したがって、ここで大体の構想、たとえばいま地方譲与税も含めてこの程度のものがなくなつたらぬのじゃないかというふうな、あなたの構想だけでけつこうですか、お示しを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) まず第六次の道路計画のときにも、法案の御審議をいたしたときには、長期にわたる財政計画の具体的な数字までは、これは政府としても出せなかつたわけでございます。出せなかつたというものは、持つていて出せないというのではなくて、事柄の性質上、そこまですることは正確であると思ひます。それから五カ年計画は道路について非常に大事なもので、何としても守り抜きたいわけでございますけれども、同時に、御承知のように予算は単年度主義でございますから、他の計画についても同様でございます

ますけれども、的確に各年度ごとの御審議というものを願うのは、やはり各年度の予算の審議と合わせていただくかなければならないということもございまして、第二年度はこう、第三年度はどうというものを的確にはじき出して事前に御審議をいただくということは、これは性格上できないものであるかと思ひます。

そこで、ただいまお尋ねのございましたように、大ざつぱりでいいから大体の構想を示せというお話でございますが、大体の構想をいたしましては、できるならば特定財源の比率を、現在は八二・五％になつておりますけれども、大体このことを頭に置きまして、先ほど申しましたように、受益者の負担という考へ方、あるいは公害の防除という国民的な要請にもなりますが、公害の防除ということなども念頭に置きまして、一般財源はともかくとして、特定財源の中身については、やはり揮発油税その他の税率に若干手をつけなければならぬ。それから有料道路等につきましても、自己資金の充実といひますか、民間資金の活用ということも考へねばならぬ。同時に、いまもお話がございましたが、物価その他等の考へ方も十分頭に入れました、考案をいたし、立案をいたしたいと考へまして、大ざつぱりに取り上げなければならぬ項目等については、揮発油税それから石油ガス税、それから地方道路税、軽油引取税、自動車重量税、こういったようなものの税率をどういうふうに考へていったらいいかということが一つの問題で、内容的には重要な点だと思いますが、これらについてはそれぞれ関連するところもありませんし、いたしますから、何を何％というところまで現在構想をまだ持つておりません。新聞等いろいろな記事も出るようでございますが、政府としての見解がまだそこまでするわけではございません。なるべくすみやかに大ざつぱりでもよろしいから、政府といたしましては構想を固めたい、なるべくすみやかにこれをやらなければならぬ、こういうふうな考へておる次第でございます。

○田中一君 そーいたしますと、一般財源の投入は前回分程度で押えるんだと、これはきまつておるわけですか。

○国務大臣(愛知揆一君) これは私、率直に申し上げておるわけでございますけれども、一般財源を何%上げるとか下げるとかいうところまではまだきめておりません。しかし、でき得るならばやはり特定財源の比率というものは現在までのところと大体同じにすることが総合的に見て適當ではなからうか、こういうふうな考えを以てございませうが、ただ特定財源も、いま申しましたような具体的には内容のものでございませうから、そうやって上げ得る限界というものもあるかと思ひますから、その場合におきましては一般財源等の關係を考へて結論づけなければならぬまい、こういうふうな思ひでございませう。

○田中一君 この財源が第六次と比較いたしますと相当大幅な増です。したがって、もしその財源措置がでない場合にはこの計画を改定されることもあり得るわけですか。それとも、あるいは十九兆五千億は不動のものである、どうしてもこれをやるんだ、やるには一般財源の場合によれば相当数の投入をしなきゃならぬ場合もあるというように理解していいんですか。

○国務大臣(愛知揆一君) 考え方としては、先ほど申しましたように、十九兆五千億、この道路計画は守り抜きたい、実施をいたしたい、これが基本でございます。そして、その財源をどうやってくふうするか、その財源については、できるだけ現状のような状況が望ましいと考へておりますが、しかし内容的に、しからば一般と特定の財源が現在のような比率になるかどうかということとは今後の検討に待つべきものである、かように考へております。

○田中一君 有料道路の問題につきましては、これは道路公団その他の公団等が行なっているもの、これは償却すれば無料公開の原則に立ち戻るといふのが原則になっておりますが、これに対する料率の何といふんですか、通行料の増徴といふのはどういふ構想から出發してきておるんですか。

いまお話の中にもって有料道路等の料率の改定とかという発言があったように考へますが、それはどういふお考えがあつていらつしやいますか。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほど私が申し上げましたのは抽象的であつたかも知れませんが、やはり利用者に相当負担をせよというものは必ずしも有料道路の場合の料金だけの問題ではなくて、やはり特定財源を考へます場合の利用者の負担という考へ方から割り出されるのが特定財源の重視の思想であるかと私考へるわけでありませう。それから有料道路について料率をどういふふうにしたらいいかというところは、現在まだ先ほどから申し上げているような状況でございませうから、確たる料率をどれくらいにしたらいいかということまでは、まだ考へを固めておる段階ではございませう。

○田中一君 有料道路は融資でいいんでしよう。金利を含めた融資でまかなえるんじゃないかと思ひます。したがって、これはこの十九兆五千億に入つておられますけれども、財源としては金を借りておけば、いざだんだん返して貰へる。大体推定しているように、これは十八年、二十年、二十五年だといふふうな形でも返つてくるわけでありませう。これは有料道路の特質であります。この財源等については、これは融資でいいわけだ。したがって一般道路、国道、地方道ともこれに対する財源措置になると思ひます。これは有料道路の通行料を値上げすれば償還が早まるというところにすぎないといふものではなかつたでしようか。もう一べん伺つてみます。

○国務大臣(愛知揆一君) 大体そのとおりでございまして、有料事業については先ほど申しましたように、自己資金の調達、そして民間資金の活用ということを申し上げましたのは、まさにその点でございませう。

○田中一君 したがって、これは財源を考へる必要はありません、これは当然政府が保証しているものとみなされますから。

そこで、せんだつても建設大臣に伺つたんですが、産業優先の道路じゃないのだという新しい道路に対する思想的な解明がこの第七次五カ年計画に織り込めるのである。なるほど産業道路的なものは観光道路のな——観光道路もこれは特定なものでありませうけれども、特定というか、建設費が回収されれば無料公開になるんでしようけれども、もしも有料道路の道路法の法律を改正して、償却をした後までも徴収しようという意圖が政府におありなんでしょうか。たとえば一番最初に言ひましたワンマン道路、これは無料公開になっております。しかし、これも全体をプールして、有料道路全部が新しい財源として通行料から得るために、たとえば償還後には無料公開というこの原則を破つて、そして有料道路によつてこの財源を新たににつくるのだという構想ならば、これも一つの是非の問題は別にいたしまして一つの考へ方であるわけなんです。全部をかりに五十年なら五十年、八十年なら八十年といふものは有料道路として、その収入から今後道路整備の財源を生み出すのだという考へ方がどこかにあるんでしようか。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいまのところは、どこかにございませう。財政当局としてそこまで現在考へておりませう。しかし道路の五カ年計画の実施の内容につきましては、これは建設省のほうの御計画を尊重して財政計画も立てるわけでございますから、いま現在の時点において財政当局としてそこまで考へておりませうということをお願いするにどうもできておきたいと思ひます。

○田中一君 そーいたしますと、十九兆五千億のこの事業計画の財源というものは、建設大臣からガソリン税の増徴分何%、重量税がどうだ、軽油引取税その他何%取つてほしいという要求があれば、これを受けて立つといふふうな大蔵大臣のたてまえでありますか。むろん、こうして法律で今度は十九兆五千億の規模の計画を承認される以上、これは義務づけられるわけですか。しかし、この財源については、一応、建設大臣がこの財源を求めるといふ構想をきめなければだめだよと、

こうなつておるのですか。先ほど大蔵大臣も言つておるように単年度予算でございませうから、長期のものはおれの持ち分じゃない、それは事業を計画するほうでもつてひとつ考へてくれ、こういうことなのか。その点は建設大臣、あなたのほうでこの財源というものは一応この方向で求める、この方向でどうだろうかという原案をつくるのは建設大臣がつくつて大蔵省に持ち込むということになるのですか。いままではどうです。

○国務大臣(金丸信君) 建設省ばかりでなくて、大蔵省とも話し合つてきめたいと思ひます。

○田中一君 それは事業決定、法律でされればさうなんでしょうけれども、所要の資金といふものは、大蔵省が、大蔵大臣がこれにこたえて調達するのがたてまえでございませう。しかし、それには、諸般の社会情勢等を考へながら、一番安易な、また国民に納得のいくような形でもって税制の改正等も行なつて、これにこたえてやるということになるのですけれども、まあ意思決定といふものは建設大臣が相談する必要はないのです、相談するのは閣議の当然のことですから、一連託生です。内閣の責任ですから。しかし、財源を求めるというところについては、建設大臣が先に方向を決定して大蔵省に持ち込むのが、いままでの慣行になつておるのですか。

○国務大臣(金丸信君) いままでの慣行としては、さういふものを持つて大蔵省に折衝するといふのが、さういふのがいままでのいきさつでございます。

○田中一君 それじゃお二方に伺ひますが、新税はつくる、いま先ほど、しばしば愛知さん言つておる通りに、地方道路税、それから石油ガス税、軽油引取税、それから自動車重量税あるいはガソリン税、さういふものを積み上げておりましたが、これに限つて、これだけのものに対して、税原資充足のための税制の改正はこれに限つて行なうんだといふことなのか、あるいは、先ほど申しましたような道路法に規定されておるところの受益者負担的なものを拡大解釈してこれに使おうといふつも

りなのか。あるいは他にまた——いま伺ったのは、有料道路の金が余ったら、その場合には無料公開にするのだと、これは考えておられない、これは明らかになったわけですね。他に新しい税金を考へておられますか、また考へようとしておられるのか、その点を明らかにしたいと思ひます。

○国務大臣(愛知揆一君) ただいま建設大臣からお答へもありましたように、建設省としていろいろと知恵を出していただいて、そして、私のほうがこれにできるだけの御協力をして計画を完遂したい、これが基本的な姿勢でございますし、同時に事務のやり方も、従来もそうでございますし、これからもうやるつもりでございます。したがって、建設省のほうで何か新しいお考え方があれば、できるだけこれを尊重してまいりたいと思ひますが、いまのところ、先ほど申しましたように一生懸命勉強しているわけなんですけれども、率直に申し上げまして、先ほど読み上げましたような税目以外にはなかなか知恵は私ないんじゃないかと思ひます、これはどなたがお考えになりましても。

また、有料道路の問題は別でございますけれども、財源の問題として財政的に考えます場合には、大体これらの種目以外にはちょっと考えられないのではないだろうか。要するに、これの配合と申しましようか、いま申しましたものの全部税率の引き上げが適当かどうか、あるものの取捨選択は十分考へなければならぬと思ひますし、また、大蔵省の立場から申しますれば、税目の選択やあるいは税率のきめ方等については、他の税との権衡その他もございいますから、そういう点につきましては十分御相談をいたしたい、こういうふうに考へております。

○田中一君 そうすると、建設大臣、いま大蔵大臣が御答弁になったと同じようにあなたも答弁しますか。どうですか、いまの点。

○国務大臣(金丸信君) 先ほど来から大蔵大臣が述べておられるような財源が常識だろうと思ひます。私は、それ以外の問題等についてもいろいろ考へ

てみたんですが、考へてみてもなかなか不可能なことも多いし、ただいま大蔵大臣が述べた点等が一番妥当な線じゃないかと、こう考へております。○田中一君 最後に、それでは何十%値上げをするかわかりませんが、とにかく財源としては、税を相当改正して増加させなければならぬ。率を上げなければならぬ。しかしながら、それでもなおかつ財源が見込み違いになった場合、これはガソリン税等も、非常に物理的に石油がないから使えないのだ、ガソリンがないから使えないのだという事態も起こるでしょうし、今後これを勘案して、もしも財源が計画どおりいかない場合には、全部一般財源をこれに充ててこの計画を実行させますと、こういう意思は大蔵大臣お持ちでしょうか。

○国務大臣(愛知揆一君) 先ほど申しましたところまで尽きているかと思ひますが、この事業量はぜひにこの五カ年計画として実行をいたしたいというのが何よりの基本でございます。それから特定財源と一般財源の比率については、できれば現行程度が望ましい、というのは、一般財源のほうでは、まあ申すまでもないところでございますけれども、財政需要というものの対しては国民的なニーズといひますか、要請というものがございます。財政規模も年々相当ふくらむことは否定できませんので、それらのところも勘考いたしますと、道路の財源についても一つのこういうパターンが出てきておったわけでございますから、なるべくそれに従つてまいりたいと、こういうふうに考へておりますが、しかし、これは仮定の問題になりますけれども、どうしてもそういうことで財源の都合がつかねどか、あるいはそういう入が足りないというふうなことがしきりと見通されるような場合には、これはやはり十九兆五千億を達成しなければならぬわけでございますから、一般財源のほうにおいてもくふうをしなければならぬまいと、こういうふうに考へております。

○委員(沢田政治君) 大蔵大臣、御退席願つてつこうです。○田中一君 そこで、いままでの道路計画、これに付帯するいろいろな諸条件というものが、最近には、ことによつて予想されなかつたものがこれに付加されてきておるのですよ。環境整備の問題も一つ、そのとおりです。したがって、財源も予想以上に伸びることは、もうはっきりわかつていような気がするのです。そこで伺いたいのは、今度のうたい文句では、はつきりとして、これは生活道路である、人間優先の道路であるというように受け取れておるのです。が、この資料、労賃等の高騰の推移をどの程度に計画されておるか、計算され計画されておるかという点を伺つてみたいと思ひます。

○政府委員(菊池三男君) この五カ年計画の積算の根拠は四十七年度の単価でございます。したがって、材料あるいは労務その他のものが、今後五カ年間に、いまのままであるとあるのは上がるといふことが考へられますけれども、これは五カ年計画といふものは四十七年度の単価で押えておりますので、あるいはそういう物価が大きく上れば事業量に影響してくるといふことはあり得ると思ひます。ただ、私どもは、それをいろいろな省力化あるいは合理化等あるいは工法のくふうというふうなことで、少しの値上がりに対してはまた弾力的に解決してその事業量を達成できるものと考へております。

○田中一君 用地費はもうどんどん上がつております。あなた方がやろうというところは、新線は大体もうだれかが投機の対象として買ひ占めております。都市計画法の未指定区域等ももうたいいてつかまつております。だから、したがって、土地問題といふものも根本的な決断を下さぬと私は達成されないと思ひます。したがって、そういう点についての見通しというものは、なるほど四十七年度これにプラスアルファ値上げ率などというものを入れることは役所じゃできないでしうけれども、実際に下がるという見通しはあるでしょうか。上がるといふことになつておるならば、それだけで、これに対する原資調達のための相当な配慮を払わなければ完成できないといふことになるかと思ひますが、その点は四十七年度の方で、あと、もし値上げが激しければどういふ手を打とうとするのか伺つておきます。

○政府委員(菊池三男君) ただいまお話しのとおり、ここ数年前から振り返つてみましても、用地等につきましてもやはり下がつていっているといふことはございませんで、上がつております。そうなりますと、今後そのまゝいったときにどうなるかという御質問でありますけれども、先ほど申しましたように、若干の値上がりに対しては、これは非常に弾力的なものでございまして、いようなくふうをこらしてそれを達成したい。ただ、それは申しましても、この値上がり非常に大きければ、この五カ年の中で事業ができなかつたということも、あるいは将来五年先には出てくるかも知れませんが、これはまだ先の想定でございますので、ちょっといまから、そうなつた場合にはどうするか、あるいは変更するのとか、あるいはどうするかといふことを申し上げるよりも、何とかこれを消化できてその事業量がこなせるようなことをくふうしてまいりたいといふことしか申し上げられないと思ひます。

○田中一君 えてして道路事業は、土地が上がつた、労務が上がつた、材料が上がつたといふ短くすればいいわけなんです。いわゆる建設大臣が設計変更を認めればいいわけなんです。したがって、延長が計画どおりいかないでも済むわけなんです。済むわけというのには、変更を認めればいいわけなんです。そういう安易なことでは、この金の問題は別に、これだけの規模の道路を整備しようといふものとは相反する結果が生まれるといふことなんです。なるほど、あなた方は設計変更認めればそれで済むわけなんです。じゃ、四十七年度で地方、中央を問わず、あるいは有料道路、高速道路その他を問わず、設計変更をしないで予定どおりある期間に完成した例がいままでありましたか。それから、あつたならばどこそ

こにあるか、その場合には十のものは三で、十キロやるものは三キロでもって設計変更してそれを認めておきますという点と、極端なものを二つ説明していただきます。

○政府委員(菊池三男君) 設計変更につきましては、実は仕事を発注します段階である程度調査も終わりました、土質の状態やらまわりの状態を調べまして設計をやるわけでありすけれども、実際に工事にかかると、当初調査したのより別の土質の層があらわれるとか、いろいろ途中で工法が変わることがございます。あるいは、実際に精査いたしますと、土量が一万立米であつたものが一万一千立米になるというようなことがございまして、設計変更はほとんどがつきものでござい

ます。初め想定したとおりびちつと出来高が押えられて、びちつとで上がることはございせん。そういう意味ではどれも設計変更になりますけれども、ただいまの御質問は、そういうものとは別に、何か非常に当初予定したものが値上がりであるいはその他によって全体の量を減らさなければできないというふうな、そういう意味だと思ひますけれども、そういうふうな事例は、これは大体単年度の工事でございますし、あるいは債務負担で、一年半あるいは二年にまたがるものがございすけれども、そういうことによつて延長を切るとかいうような例はあまりないと思ひます。それよりも、途中で工法が変わつたために、いままで軟岩という予定だったものが非常に硬い岩が出てきたために予定より非常にお金がかかる、そういう意味でお金を追加してやるということ、こういう設計変更はございす、そういうものは結果的には延長が縮まつたと同じことかも知れませんが、けれども、しかし主たる理由は、そういう工法の相違ということで変わってくるのが多い例かと思ひます。

○田中一君 私の言い方が悪かつたけれども、計画変更が常にあるでしょう。むしろ施工者と契約したのは、これは設計変更があまりすけれども、全体の年次計画の変更のやつですよ、それはずいぶんあるでしょう。

○政府委員(菊池三男君) はい、それはございす。計画の段階では当初百億だったものが、実際にやるときにそれが百五十億かかるというふうな例はございす。

○田中一君 その場合には建設大臣が認めればいいわけでしょう。たとえば道路公団に対しては、も首都高速道路公団に対しても、それを認めればいいのでしよう。そういうことの事例は四十七年度には相当多かったと思うのですが、どうですか。

○政府委員(菊池三男君) そういう事例はありますけれども、これは計画の問題でございすので、ちよつと四十七年度にどのくらいあつたとか、四十八年度にどうだったかということはちよつと数字的にわかりかねますけれども、ただ、ある工事を計画いたしましたして、当初総事業費が百億かかる予定だったものが結果的に百五十億かかったというふうな、これは長年の、三年ないし五年建設の間に変わったということもございすけれども、いまの計画の、単年度の場合は比較的正確につかめますので、あまり大きな数字で変わることはないかと思ひます。

○田中一君 たとえば昨年、私たち中国のものを見に行きました。道路公団の広島局長をしておりまして、何と言つたか、局長が、三分の一も買ひません、用地は取得できません、完全にお手あげでございます、こう言つておりました。その場合には、これは不可抗力として計画を変更すれば、それはあなた方も認めるわけでしょう、認めてはるす。そこで、そういう事例がたくさんあるのです。用地の面からいっても、あらゆる工事に着手していろいろな面があると思ひるので、限られた予算というものであれば、その予算でカバーすればいいわけ。その予算を使へないわけ。個々に五カ年計画という長期の計画を持つ場合には、いまの場合には用地の問題で、用地に大幅な先行投資をして取得しておくといふことは、先決ではないかという気がするわけなんです。かつてダムをつくつた、いまから二

十年近い前にダムをつくつた。その場合に、単年度に水没する用地だけを買つてまた来年買へばもうかる。いま非常に早く買つても五年、六年かかってダムをつくつていくわけなんです。そうしますと、地元の連中たまたまのものではないと言つて泣き出す。何年か後に、たしか西目屋ダムだったかな、古賀君なんか知つていと思ひうけれども、この場合に大部分のものを買取つてしまふと言つて買取つたことがありすけれども、道路も同じなんです。いまのように用地の取得については、この五カ年計画では資金をできるだけ調達して、まず用地を買つてしまふということにならなければ、これは完成できるものではない、いまの場合には、したがつて、そういう手法はとるこ

とができないですか。これは建設大臣が腹をきめてそうやれと言へばできるわけなんです。そういう点は、どういふお考えですか。大臣に伺つておき

ます。

○政府委員(菊池三男君) ただいまお話しした先行取得はたいへん有利なことでございすので、その方法は実はございすし、現在でもやつております。これは一般道路の場合におきましても、従来のお金ですと三分の一しか買へないといふときに、県なりあるいは公社が用地先行いたしまして、全部まとめて買つてしまふというふうなかつこ

う、そしてそれをあとで国が返すというふうな形で、この返す場合にはちゃんと金利もつけ、いろいろ事務費的なものを全部つけて返してあります。そういう制度で現在やつておりますし、相当な、いまちよつとこで見ますと、そういう分だけ五千億ぐらい、四千八百億、これは国道、それから高速道路が入つておりますけれども、それぐらいのものが現在の段階で用地の先行取得といふことになつております。それから有料道路の場合でも債務負担で用地先行取得といふものが認められておまして、やはり同じように先行取得をやつておるのでございす。

○田中一君 じゃ見方を変えまして、最近都市部の中におきますところの高速道路にいたしまして

も、それから一般道路にいたしまして、新道あるいは改修等を行なうにあつても相当な環境問題が起きております。したがつて、これらの点について話し合ふという問題について、どういふ姿勢を持つて立つておるかといふことを伺つておきたいんです。なるほど産業優先道路でなしに、いわゆる地域社会の人間的な道路なんだといふ前提から考えると、いままでのような道路をつくつてやるんだというふうな形だけでは通らないんです。したがつて、はつきりした生活道路としての性格を持たすならば、あなた方の姿勢が違つてこ

なかならないんです。姿勢そのものが、それに対する、非常に抽象的なものけれども、あなた方の仕事を遂行するにあつての持ち方、それから地元等に対する話し合いの問題等は相当くだけた、やわらかいもので、また実際に納得させるといふ説得力がなければできない。その点はどういふ姿勢を持つておるか、説明してほしいと思ひ

ます。

○政府委員(菊池三男君) 都市周辺におきましては特に、ただいまの先生のお話のように地域の方々とのいろいろな話し合い、これは非常に大切なことであらうと思つております。したがつて、私ども道路をつくりますときに従来と非常に変わった姿勢をとつております。

その第一は、実はルートをきめるときから、そのルーティングのときからそういう思想が入つております。なるべく住居地域は避けるように、あるいはやむを得ずそれを通る場合でも、なるべくそういう被害が少ないように、そしてまた、それでもなおかつ通る場合にはいろいろな構造的な面等を配慮いたしまして、できるだけ地元の方に受け入れられやすい形にして地元の方々に交渉するといふのが第一点でございす。

それから第二点といたしましては、特に国道等につきましては、従来は単独にそのルートについて地元との話し合いだけでやつておりましたけれども、最近では、市街地におきましては全部都市計画決定の手續を経て事前に住民の方々の意思と

いうものをぱっきり聞いて、そして計画決定した上で事業の実施をしております。

それから第三番目に、今度それが事業化します場合にはやはり地元の方に納得してもらえらるるよう十分地元の方と話し合いて、いろんなまた構造的な問題、あるいは側道の問題、あるいは地下道の問題、いろいろ密接な問題、中には、最近環境の対策の問題もございまして、そういうものを十分に打ち合わせをいたしまして事業の実施をするということ、これは姿勢的にもまたそういうふうなことをしなければならぬ納得をしてもらえる時代ではございまして、私もそういう指導もしておりますし、現地でもそういうやり方で仕事を進めておるわけでございまして。

○田中一君 いままでの道路、早くこれが経済性がある道路というふうなものでない道路をつくるという構想も地域住民のためには必要であろうと思うんです。というのは、高速道路あるいは国道、東京の例でいえば七環にしても八環にしてもおれたちの道路じゃないという見方をしている。むしろ、これが距離なり時間なりが物価に反映することが現実にはわかれ、これはもう反対もしないでしようが、そうではなくマイナスの面で自分たちの生命を脅かしているところにあるんです。大体、高速道路が通る市街地にしても相当大きな幅員のところを通過することが必要だと思ふ。まあ最近では非常に変わってまいりましたけれども、大阪の阪神高速道路などは軒先をかすめて通っている。東京にいたしましても、わりあい広いといわれている二百四十六号線にしても、どうにもならない公害をまき散らしているのは事実です。車の絶対通らない人間だけが通るという道路を並行して裏道でもいいから整備して、樹木を植えた道をつくるなんていうことを考えてもよろうと思ふんです。いままではあなた方が考えている道路が経済性、道路というものは目的地に早く到達すればいいんだということとか、道路に対する道路行政のあり方が、過去の高度成長政策というものの、産業的なものというところにあった。

この姿勢を根本的に変えるという声明——声明というか、考え方を建設大臣が社会に声明する。それくらいは勇氣と、それから道路はあなた方のものなんだということが証明される道路を新しくつくるという考え方を持って市民との話し合いをしなければ、といいてこの計画というものは急げば急ぐほどおくれるという結果になると思ふんですが、これは建設大臣がひとつあなたの人柄で現場に自分が乗り込んで話をするんだというふうな勇氣と信念を持たなければ、今後の道路計画というものは流れていかないうちに考えますけれども、それをひとつ覚悟をお示し願いたいと思います。

○國務大臣(金丸信君) 私はたびたび申し上げておることでございまして、道路行政の問題につきましては、いままでのような考え方であつてはならない。あくまでも話し合いの道路でなくちゃならない。それにはまた公害——あるいは公害の問題もあるでしょう。あるいは振動の問題等も、その道路の通る地域住民の十分なる真意も、またこちらの真意も伝えて、話し合いの上で道路というものができ上がらなくちゃならぬと、そのためには私も前線へ出て、何でも通すんだと、権力によつて道路をつくるんだというとはさらさら考へておりません。今後そういう考え方で私は建設行政、道路行政を進めてまいりたい、こんなように考へております。

○田中一君 大臣、あなたは、こういう人たちは行政官として、おまえのためにやつてやるんだというふうな気分がいままでも非常に強いんです。やっぱり問題がある。これは局長も、君のほうは全国の国道を中心に考へておられるだらうけれども、地方の、ことに用地の処分なんぞには相当もうした意味の人間の教育をするようにしてもらわなきゃ目的は達せられないと思ふんです。

そこで、次に道路災害の問題について聞いておきたい。それは飛騨川の問題、御存じですね。飛騨川、訴訟起こしました。結局ある程度の管理責

任は認めるけれども、運転手にも過失があつたんじゃないかというところであつた判決が下つたわけなんです。こういう例も知つております。仙台南内道路に穴があいておつた。オートバイでそれを通つた。穴に前輪がひっかかつて、飛ばされて、不幸にして死んだ。ところがその人、これはもう十年以上前の話ですが、酔っぱらつておつた。お酒を飲んでおつたところで減点になつて、八十万円程度のものを仙台市が払えといつて、仙台市が払つたことがあります。私自身もずいぶん方々を歩いておりますけれども、安全な道路、山岳部ですね、まず少ないということ、おそろく数万カ所あるんじゃないかと思ふんです。危険区域といふものは、これは落石の危険区域です。あるいは陥没。これに対するはつきりした道路管理者の責任というものが明確化されないうちなう。ケース・バイ・ケースじゃ困るんです。道路工手が穴を埋めるのを忘れて、そこにさつき申したような相当スピードのオートバイが突っ込んで死んだなんという例も、これはやっぱり責任は管理者にあるわけなんです。道路災害について、裁判で決定しなけりや何ともなりませんが、これは当然でしょう、国でありますから。もう三つの権利がはつきりしてま

すから、なあなたで民間ならできまされども、あなた方はできないでしょう。しかし、やはり不幸にして飛騨川のような問題は相当責任があると思ふんです。国に責任があると思ふんです。私とし一月に現地をうろつと見て歩きました。落石じゃございせん、これはもう、集中豪雨で相当災害警報が出てゐる地点です、あそこは。こまかい問題、落石でもって命を落とした人も知つております。道路災害というものを、これらの問題も、明確にこれに対する措置、たとえば道路公団等はいろいろ裁判まで持つていかないものも多

いんです。したがって、これらの点を、安心してその道路は使えと、通れるというふうなものにする、また信頼するということ制度化するといふことは考へておらないかどうか。そうして落石

等の個所がどのくらいあるか、数万カ所あるんじゃないかと思ふんです。これに対する調査というか、これに対する手当をされているかどうかという問題について一連の答弁を願いたいと思ひます。

○政府委員(菊池三男君) ただいまの道路の管理の問題、私も、先生のおっしゃいますとおり、安全な走行のできる道路というものを確保したいといふことで、実は日夜頭を痛めておる問題でございまして。従来と違ひまして、最近国道におきましても県道におきましてもパトロールというものをやりまして、穴ほこがなければ事前に発見して早期に手当をするといふことで、もう穴ほこにおきましては事故というふうなものもあつたら、これはたいへん恥かしい問題でございまして。ただ、のり面の落石、あるいは飛騨川の土石流の問題になりますと、実は日本の地形が非常に山地が多いといふことから、道路はつくりましても、山の上のほうまでの手当がいままでも行き届かなかつたといふようなことで、飛騨川の場合にいたしましても、あるいはそのほか伊豆でこの前も落石のためにバスが転落いたしましたけれども、そういうような上のはうまでの手当がいかなかつたといふことで事故が起つてゐることも事実でございまして。実は、飛騨川の事故がありましたのが昭和四十三年でございまして。そこで、それまではまだ異常気象のときでも、交通は、もう本来道路はとめるべきものではないという考え方から、道路はほとんど通りたいた人は通ると、新幹線のように自分で運転しているものは、これはとめるというところもございまして。けれども、道路につきましましては、各人の意思にまかせてどんどん通るのが道路であるという考え方であつたわけ

でございます。ところが飛騨川の事故がございしましたので、その後は十分手当てのできていないところにつきましては、やはり事前に交通の規制をして、交通をとめるべきであるといふことで、これはその後、各道路ごとに、時間雨量が何ミリになつたらとめる、連続雨量が何ミリになつたらとめる

という基準をきめまして、いま現在実行しております。これを実行いたしますと、いろいろまたトラブルもあるようにございます。おれはここを毎日通って知ってるんだ、落石なんかあるはずないと言つて、そこで、とめているところでけんか腰になるといふこともございます。ところが、そうやっていううちに、十五分ほどたつたら大きな土砂くずれが目の前で起こりまして、そのもめている人が青くなつてそのまま帰つたという事例も実はあるわけでございますけれども、そういうふう非常に交通の規制はむずかしいのでありますけれども、これはどうしてもいまの段階ではやらざるを得ないということで交通の規制をしております。

それからり面の手当てにつきましては、四十三年の飛騨川の直後総点検をいたしまして、二万カ所くらい、ABCというランクをつけまして、危険な箇所があるということでありましたが、これは四十三年、四十四年、四十五年くらいでほとんど手当てをいたしました。その後、高知の落石の最高裁における判決がございました。これはまだ未改良の道路でありまして、未改良ですから道路そのものの手当てでもできていないくらいで、もちろんり面の手当てでもできていなかったのですが、落石による事故が最高裁まで行つて、やはり道路の管理の厳格化ありということで負けた例がございます。そこで、これではまたたいへんだというところで、さらに総点検いたしまして、また交通危険箇所を洗い直してございます。それからその後、また静岡の大崩というところで、やはりこれは落石に対する手当てをしてあったのでございませうけれども、それより予想以上の非常に大きな落石がございまして、それがつづれて、そこで車がつぶれたということがございました。そこでまたあらためて四十六年に総点検を全国一斉にやりました、その結果、危険箇所が三万四千カ所あるということになりました。四十七年に早急に手当てをすべき九千カ所、これを四十七年度と四十八年度で全部やるという予定でございます。今年度で

早急にやる場所はなくならず。あとの二万五千カ所につきましては、また引き続き四十九年度以降、今度の五カ年では全部きれいにしたいと思っております。これは私も危険箇所と言いますと、ほんとうにこう何か危険のような、あぶないという感じがいたしますので、私どもは危険箇所と言ふよりも、やはりり面の防護をすべき箇所という言い方をしております。これは非常にむずかしい問題でありまして、いままです想定していたところがくずれずに、その橋がくずれるとか、雨の降り方その他でなかなか的確に、ここは危険であるからこういう手当てをしなければならぬというところが非常にむずかしい問題でございます。それからもう一つは、道路から八十メートルも百メートルも上のほうからおこつてまいります。例もございまして、とてもそこまで道路のほうでは監視が行き届かないということもございまして、やはり道路を利用する方がそれによつて事故を起こすということがあつてはならないというところで、実は私もそこまで十分気をつけながらやっておりますけれども、パトロールをして百メートル上のところの石でなかなか見切れないのが実態でございますので、異常の気象とかそういう場合にはもうやむを得ず、けがするよりはそういうほうがいいということで、とめておりますので、今後も当分の間そういう交通規制とあわせのり面の手当てをしてまいりたいと考えております。

○田中一君 大崩の問題も、あれは迂回道路をつくつて、その先がまた落ちましたね。どうしてですか、それは、

○政府委員(菊池三男君) お話のように迂回路を海岸に出しまして迂回路をつくりましたけれども、今度のその先のほうはこわれておるようでございます。のり面手当てをしますと、その手当てしたところはよくなつて、その次々とも移つていくような傾向でございますが、これではやはり危険であるということで、あそこにもう一本、今度は恒久的にトンネルを掘つております。そうして

迂回路をつくりまして、海に出しましたルートは、やはりその沿道に住民の方でもありますので、全然なくすわけにまいりませんので、そういう方が使ひ、もうほかの通過交通その他のものは全部、あぶないときには、別のトンネルを現在掘つておりますので、そちらを使うという恒久対策をやっております。

○田中一君 最後に、建設大臣に伺いますから御答弁願ひたいと思ひます。国道で、むろん一般道路もそうでありましても、路肩危険、落石注意なんという標識があるところは、もう日本は全国に無数にあるのです。何ですか、路肩危険、こちに落ちますよというのを知らしてはいます。落ちないようにしたいというじゃないかと思ひます。それから落石注意、石が落ちますよと言つてはいます。そんなばかなことが……。おかしいです。石が落ちないようにすればよい。落ちますよと言つたところで、落ちますよと言ふなら通さなさい。い。どちらかです。国道に、路肩危険とか落石注意なんという標識は、完全に一掃するといふ行政をしていただきたいと思ひます。あなたの選挙区の山梨県なんかも相当多いのです。富士川沿線などは相当あるのです。ちよつと横道にそれたら、もうますますだれもこれもみんな路肩危険、落石注意の標識がないところがないくらいです。これは道路行政の恥です。むろん一般道路も含めてです。そういう意味で、新建設十九兆五千億けつこうでしようけれども、これらに対する一般財源の投入というものはますますしなかならぬと思ひます。そういう意味で、あんまり税金なんか上げないようにして、上げるというふうな――選挙で損しますから上げないようにして、そうして一般財源を取るくふうをしていただきたいと思ひます。あんまり自衛隊の増強なんかしないで、路肩危険、落石注意、これらの標識を取ると、財源はあるのです。この財源を十分に投入するように努力をしていただきたいと思ひます。これ建設大臣に答弁を願ひます。

いうところはたくさんあると思ひますし、現に私のふるさとである山梨県も、御指摘のように非常にそういう危険な地区が多い。そういうことは極力解消するようなことにとつとめなければならぬと思ひますから、そのような行政指導をしてまいりたいと思ひます。

な。今回の第七次五カ年計画につきまして、十九兆五千億の財源につきましては、一般財源をできるだけだけけるようなくふうも大蔵省と折衝したいと、こう考へております。

○委員長(沢田政治君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十七分散会

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。

一、水源地域対策特別措置法案

水源地域対策特別措置法案

(目的)

第一条 この法律は、ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせて湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もつてダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「指定ダム等」とは、指定ダム及び指定湖沼水位調節施設をいう。

2 この法律において「指定ダム」とは、国、地方公共団体、水資源開発公団又は電源開発株式会社建設するダムのうちその建設により相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するダム

で政令で指定するものをいう。

3 この法律において「指定湖沼水位調節施設」とは、国、地方公共団体又は水資源開発公団が建設する次の各号に該当する湖沼水位調節施設で政令で指定するものをいう。

一 その建設により湖沼及び湖沼の周辺地域の生産機能又は生活環境に著しい影響が及ぶこと。

二 その建設により二以上の都府県が著しい利益を受けること。

(水源地域の指定等)

第三条 内閣総理大臣は、都道府県知事の申出に基づき、関係行政機関の長に協議して、指定ダム等により河川の流水が貯留される土地の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると認められる地域を水源地域として指定することができる。

2 前項の申出は、あらかじめ関係市町村長の意見をきき、かつ、総理府令で定めるところにより、指定ダム等の建設事業を所管する行政機関の長(以下「所管行政機関の長」という。)を通じてしなければならない。

3 内閣総理大臣は、水源地域を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

4 前三項の規定は、水源地域を変更する場合について準用する。

(水源地域整備計画の決定及び変更)

第四条 都道府県知事は、前条第三項の公示があったときは、遅滞なく、水源地域整備計画の案を作成し、これを所管行政機関の長を通じて内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の水源地域整備計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、水源地域整備計画に基づく事業(以下「整備事業」という。)を実施することとなるべき者(国を除く。)、関係地方公共団体の長及び政令で定める者の意見をきかなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により提出さ

れた案に基づき、関係行政機関の長に協議して、水源地域整備計画を決定するものとする。

4 内閣総理大臣は、水源地域整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び当該水源地域整備計画の案を提出した都道府県知事に送付するとともに、総理府令で定めるところにより公示しなければならない。

5 前各項の規定は、水源地域整備計画を変更する場合について準用する。

(水源地域整備計画の内容)

第五条 水源地域整備計画は、水源地域ごとに、次の各号に掲げる水源地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事業(指定ダム等の建設に伴う損失の補償として実施される事業を除く。)で当該水源地域内において実施するものの概要及び経費の概算について定めるものとする。ただし、特に必要があると認められるときは、これらの事業で当該水源地域外において実施するものについて定めることができる。

一 指定ダムに係る水源地域 土地改良事業、治山事業、治水事業、道路、簡易水道、下水道、義務教育施設又は診療所の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和するため必要と認められる事業

二 指定湖沼水位調節施設に係る水源地域 土地改良事業、河川又は下水道の整備に関する事業その他政令で定める事業のうち、当該水源地域の基礎条件の著しい変化による影響を緩和し、又は湖沼の水質を保全するため必要と認められる事業

(事業の実施)

第六条 整備事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(協力)

第七条 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、指定ダム等の建設及び水源地

域整備計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。

(生活再建のための措置)

第八条 関係行政機関の長、関係地方公共団体、指定ダム等を建設する者及び整備事業を実施する者は、指定ダム等の建設又は整備事業の実施に伴い生活の基礎を失うこととなる者について、次に掲げる生活再建のための措置が実施されることを必要とするときは、その者の申出に基づき、協力して、当該生活再建のための措置のあつせんに努めるものとする。

一 宅地、開発して農地とすることが適当な土地その他の土地の取得に関すること。

二 住宅、店舗その他の建物の取得に関すること。

三 職業の紹介、指導又は訓練に関すること。

四 他に適当な土地がなかったため環境が著しく不良な土地に住居を移した場合における環境の整備に関すること。

(国の負担又は補助の割合の特例)

第九条 次の各号の一に該当する指定ダムで政令で指定するものの建設に対応する整備事業のうち、別表第一に掲げる事業で都道府県知事又は地方公共団体が実施するものに係る経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

一 その建設により水没する住宅の数が特に多いダム

二 その建設により水没する農地の面積が特に大きいダム

三 前二号に掲げるもののほか、その建設により水源地域の基礎条件が特に著しく変化し、かつ、当該水源地域をその区域に含まない都道府県が著しく利益を受けるダム

2 指定湖沼水位調節施設の建設に対応する整備事業のうち、別表第二に掲げる事業で都道府県知事又は地方公共団体が実施するものに係る経

費に対する国の負担割合は、他の法令の規定にかかわらず、同表に定める割合の範囲内で政令で定める割合とする。

3 前二項に規定する事業に係る経費に対する他の法令の規定による国の負担割合が、前二項の政令で定める割合をこえるときは、当該事業に係る経費に対する負担割合については、これらの規定にかかわらず、当該他の法令の定める割合による。

4 第一項又は第二項に規定する事業に係る経費につき、前三項の規定による国の負担割合により国が負担し、又は補助する場合における国の負担金又は補助金(以下「国庫負担金」という。)の交付については、他の法令の規定にかかわらず、政令で、必要な特例を定めることができる。

(国の普通財産の譲渡)

第十条 国は、整備事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業に係る経費を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。

(国の財政上及び金融上の援助)

第十一条 国は、前二条に定めるもののほか、水源地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、整備事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

(整備事業についての負担の調整等)

第十二条 整備事業がその区域内において実施される地方公共団体で当該事業に係る経費の全部又は一部を負担するものは、政令で定めるところにより、次に掲げる者と協議し、その協議によりその負担する経費の一部をこれに負担させることができる。

一 指定ダム等を利用して河川の流水を水道、工業用水道又は発電の用に供することが予定されている者

二 次に掲げる区域の全部又は一部をその区域に含む地方公共団体(イからハまでに掲げる区域については、前号に該当する地方公共団体を除く。)

イ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている水道で水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三條第二項に規定する水道事業の用に供するものの給水区域

ロ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている水道法第三條第四項に規定する水道用水供給事業の用に供するものの給水対象事業者が設置する水道の給水区域

ハ 指定ダム等を利用して河川の流水をその用に供することが予定されている工業用水道で工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二條第四項に規定する工業用水道事業の用に供するものの給水区域

ニ 指定ダム等を利用して河川の流水をかんがいの用に供する土地の区域

ホ 指定ダム等の建設により洪水等の災害の発生が防止され、又は洪水等による災害が軽減される地域

2 関係行政機関の長は、前項の規定による負担に關し、関係当事者のうち以上の申出に基づき、あつせんをすることが出来る。

附則
(施行期日等)
1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 第九條（別表を含む。）の規定は、昭和四十九年度の予算に係る国庫負担金（昭和四十八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和四十九年度以後に支出すべきものとされた国庫負担金を除く。）から適用する。
3 国土総合開発法（昭和四十八年法律第...）の一部を次のように改正する。
第四條第二十二号中アをサとし、テをアとし、エをテとし、コをエとし、フをコとし、ケをフとし、マをケとし、ヤの次に次のように加える。

マ 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第...号）
第五條第二項中「ケからコマまで及びア」を「フからエまで及びサ」に改め、同條第五項中「オからマまで」を「オからケまで」に改め、同條第七項中「エ及びテ」を「テ及びア」に改める。
第六條第二項中「ヤ及びマ」を「ヤからケまで」に改める。

別表第一

事業	区域	分
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設又は変更その他の政令で定める事業	国土の負擔割合の範圍	十分の七以内
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第二項に規定する保安施設事業（政令で定めるものを除く）		四分の三以内
河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第四条第一項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く）		四分の三以内
河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第五条第一項に規定する二級河川の改良工事（政令で定めるものを除く）		三分の二以内
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条に規定する砂防工事		四分の三以内
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三条第三号の都道府県道及び同条第四号の市町村道の新設又は改築（政令で定めるものを除く）		四分の三以内
水道法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道の設置又は改築		十分の五・五以内
義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十一年法律第八十一号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとするに件つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む）		三分の二以内
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条第二項に規定する診療所の新設又は改築		二分の一以内

別表第二

事 業 の 区 分	国の負担割合の範囲
土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち農業用排水施設の新設若しくは変更又は区画整理で政令で定めるもの	十分の五・五以内
河川法第四条第一項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く）	四分の三以内
下水道法第二条第三号に規定する公共下水道の設置又は改築	十分の五・五以内
下水道法第二条第四号に規定する流域下水道の設置又は改築	三分の二以内

五月十一日本委員会に左の案件を付託された。
一、公営住宅法の改正等に関する請願（第一七二〇号）（第一七八六号）（第一八六八号）（第一九一五号）
一、東北縦貫自動車道の小坂地内路線変更に関する請願（第一七七七号）（第一七九五号）

第一七二〇号 昭和四十八年四月二十日受理
公営住宅法の改正等に関する請願
請願者 東京都小平市小川東町二、〇八
三本間あや子外二千三十九名
紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一七八六号 昭和四十八年四月二十三日受理
公営住宅法の改正等に関する請願
請願者 大阪府堺市宮園町三六ノ四〇五
高橋通浩外六百六十九名
紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一八六八号 昭和四十八年四月二十五日受理
公営住宅法の改正等に関する請願
請願者 大阪府東大阪市中鴻池町三ノ八ノ
二五ノ二九五 野木茂則外二千八百六十八名
紹介議員 高山 恒雄君
この請願の趣旨は、第九九七号と同じである。

第一九一五号 昭和四十八年四月二十六日受理
公営住宅法の改正等に関する請願
請願者 東京都小平市学園西町一、六三八
小林昭市外千九百十四名

すると紛争が全国的に拡大するばかりである。
法律的にも「特別都市計画法」にもとづく公

共用地の無償取用は否定され、揚棄され、土地
区画整理法の十数次にわたる改定、道路緊急整
備五箇年計画法などによつて、公共用地補償が
実質的にこなわれている。

青森市における戦災復興区画整理換地処分案の
内容によれば、国・県・市は五億円の事業費を
もつて十五万坪の土地を手に入れ、区域住民の
側からいへば五億円の事業費をもちうために、
十五万坪の尊い宅地を提供し、他に二十億円の
清算金を出さねばならなくなつてゐる。このよ
うなふんだり、けつたりの処遇を戦災区域の住
民だけが何故うけなければならぬのか、全く
がまんできない。

第二二四二号 昭和四十八年五月九日受理

青森市都市計画区画整理清算金解決に関する請願

請願者 青森市花園二ノ七ノ四青森市都市
計画清算金問題関係町会長連絡会

紹介議員 坂本松三郎

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第二一〇九号と同じである。

第二二五三号 昭和四十八年五月十一日受理

青森市都市計画区画整理清算金解決に関する請願

請願者 青森市本町五ノ九ノ一青森市戦災
復興土地地区画整理事業換地清算金
問題対策促進協議会内 熊谷秀雄

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第二一〇九号と同じである。

第二二二五号 昭和四十八年五月十日受理

市町村の幹線道路（県代行路線）の整備促進に関
する請願

請願者 長野市大字南長野長野県議会議長
高橋 彬

紹介議員 小山邦太郎君

国は、過疎、豪雪地帯の県代行路線の選抜につい
て、選抜基準を緩和し、整備の促進をはかると
もに、予算わくを大幅に拡大するよう強く要請す
る。

理由

近時、社会経済の進展、国民生活の向上等にと
ない、国、県道を補完する市町村幹線道路網の整
備はますます急務となつてゐるが、過疎、豪雪地
域の市町村においては、道路整備は著しく遅れて
おり、加えて、財政力および組織能力が不足して
いるため、主要幹線の大規模道路事業を自力で整
備することはきわめて至難である。

第二三五〇号 昭和四十八年五月十一日受理

建築設計監理の業法制定に関する請願（三通）

請願者 千葉県市川市宮久保三ノ三五ノ一
〇 石井常男外二名

紹介議員 加瀬 完君

建築設計、工事監理業の健全な育成を図り、建築
物の質の向上、国民の福祉の増進に資するため、
建築士法の第五章（建築士事務所）を廃止し、新た
に建築設計監理の業法をせひとも制定されたい。

理由

建築士法は、もともと建築技術者の資格法として
の発想によるもので、業務法としては左記のよう
な不備な点が多い。

一、建築士事務所の規定が不備であること。
二、建築設計・工事監理契約の規定がなく、設
計・工事監理等についての紛争を処理する規定
がないこと。

三、建築設計・工事監理を業とするものの自主規
制が必要であり、そのため業務団体に関する規
定がないこと。

建築設計・工事監理者は建築主の利益をまもるば
かりでなく、社会環境の保全等に重大な責務をも
つ立場にあるにもかかわらず、これを規制し育成
するための配慮に欠けてゐる。

第二三五一号 昭和四十八年五月十二日受理

建築設計監理の業法制定に関する請願（三通）

請願者 沖繩県那覇市泉崎二ノ四ノ一七
尾本喜平外二名

紹介議員 稲嶺 一郎君

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三五二号 昭和四十八年五月十二日受理

建築設計監理の業法制定に関する請願

請願者 京都市左京区山端大城田町三二
今井研治

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三五三号 昭和四十八年五月十二日受理

建築設計監理の業法制定に関する請願（三通）

請願者 長野市妻科四〇七 中村直郷外二
名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三五四号 昭和四十八年五月十二日受理

建築設計監理の業法制定に関する請願

請願者 群馬県前橋市大手町二ノ七ノ一二
社団法人群馬県建築設計監理協会
会長 福島信雄

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三五五号 昭和四十八年五月十二日受理

建築設計監理の業法制定に関する請願（三通）

請願者 神奈川県相模原市上溝二、九〇八
神奈川建築士事務所協会内 鈴
木義人外二名

紹介議員 佐藤 一郎君

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三五六号 昭和四十八年五月十二日受理

建築設計監理の業法制定に関する請願

請願者 熊本市神水一ノ三ノ一三内山建築
設計事務所内 内山静雄

紹介議員 寺本 広作君

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三五七号 昭和四十八年五月十二日受理

建築設計監理の業法制定に関する請願（二通）

請願者 沖繩県那覇市久米一ノ一五ノ二
大浜信春外一名

紹介議員 喜屋武眞榮君

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三八八号 昭和四十八年五月十二日受理

建築設計監理の業法制定に関する請願（三通）

請願者 長野市妻科四〇七 中村憲一外
二名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三八九号 昭和四十八年五月十二日受理

建築設計監理の業法制定に関する請願（五通）

請願者 佐賀県唐津市町田二、三三三ノ三
脇山春雄外四名

紹介議員 古賀雷四郎君

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三九〇号 昭和四十八年五月十二日受理

建築設計監理の業法制定に関する請願

請願者 熊本市新屋敷一ノ一一ノ九 富永
健介

紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三九一号 昭和四十八年五月十二日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 佐賀県東松浦郡相知町大字中山
四、四一五小路建設建築事務所内
小路隆夫外五名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三九二号 昭和四十八年五月十二日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 京都市上京区下立売通新町角京都
建築士設計協会内 隠岐孝

紹介議員 林田悠紀君
この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三九三号 昭和四十八年五月十二日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 北九州市戸畑区浅生二ノ五ノ一二
室園進

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三九四号 昭和四十八年五月十二日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願(一通)
請願者 東京都新宿区戸塚町三ノ五東京都
建築士事務所協会新宿支部内 小
山則之外一名

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三九五号 昭和四十八年五月十二日受理

建築設計監理の業法制定に関する請願(七通)
請願者 東京都田無市南町四ノ二ノ一 原
田初雄外六名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三九六号 昭和四十八年五月十二日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願(四通)
請願者 東京都昭島市昭和町三ノ一三ノ九
山田秀一外三名

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三九七号 昭和四十八年五月十二日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願(八通)
請願者 東京都中央区銀座三ノ二ノ一九建
築会館内全国建築士事務所協会連
合会内 織本道三郎外七名

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三九八号 昭和四十八年五月十二日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願(七通)
請願者 東京都文京区本郷五ノ一二ノ二
野口正夫外六名

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二三九五号 昭和四十八年五月十二日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願(四通)
請願者 東京都渋谷区神南一ノ一〇ノ八
番藤藤男外三名

紹介議員 原 文兵衛君
この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二四九六号 昭和四十八年五月十二日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願(五通)
請願者 宮崎市二ノ二ノ一〇 上野主夫外
四名

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二四九七号 昭和四十八年五月十二日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願(四通)
請願者 東京都渋谷区本町五ノ二七ノ一二
中島平一外三名

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二四九八号 昭和四十八年五月十二日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願(四通)
請願者 東京都渋谷区渋谷一ノ二三ノ一九
森本甲乙外三名

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

五月三十一日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月二十日)
一、地価公示法の一部を改正する法律案

六月一日本委員会に左の案件を付託された。
一、建築設計監理の業法制定に関する請願(第二
六一五号)(第二六二六号)

第二六一五号 昭和四十八年五月二十三日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願(五通)
請願者 宮崎市宮田町一〇ノ一一 日高是
一外四名

紹介議員 高山 恒雄君

この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第二六二六号 昭和四十八年五月二十三日受理
建築設計監理の業法制定に関する請願
請願者 鳥取市青葉町三ノ三〇五 三浦建
築士事務所内 三浦則治外八名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第二三五〇号と同じである。

第三号中正誤

ベシ 段行 誤 正
三二二 高松弘篤君 高橋弘篤君

第六号中正誤

ベシ 段行 誤 正
二〇三 どのくりに どのくりに

第七号中正誤

ベシ 段行 誤 正
三三 四から 審査報告地 審査報告書

第九号中正誤

ベシ 段行 誤 正
二一 六(政府委員) 説明員(藤仲貞一君)

三 一から 疎過 過疎